

# 官報号外

昭和二十八年六月二十九日

## ○第十六回 参議院會議録第十五号(その一)

昭和二十八年六月二十九日(月曜日)午  
前十一時十四分開議

### 議事日程 第十四号

昭和二十八年六月二十九日

午前十時開議

第一 電気事業及び石炭鉱業にお  
ける争議行為の方法の規制に関  
する法律案、公共企業体等労働  
関係法の一部を改正する法律  
案及び地方公営企業労働関係法  
の一部を改正する法律案(趣旨  
説明)

第二 国務大臣の演説に関する件  
(第二日)

第三 私的独占の禁止及び公正取  
引の確保に関する法律の一部を  
改正する法律案(趣旨説明)

第四 理容師美容師法の一部を改  
正する法律案(内閣提出、衆議  
院送付)  
(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は開  
議を省略いたします。

去る二十六日議長において、左の常任  
委員の辞任を許可した。

内閣委員 天田 勝正君

昭和二十八年六月二十九日 参議院會議録第十五号(その一) 議長の報告

地方行政委員

大蔵委員

同

労働委員

経済安定委員

予算委員

同

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

内閣委員

人事委員

地方行政委員

大蔵委員

同

労働委員

予算委員

同

同日大蔵委員会において当選した理事  
は左の通りである。

理事 森下 政一君(松永義雄君の  
補欠)

同日内閣から左の議案を提出した。よ  
つて議長は即日これを法務委員会に付  
託した。

判事補の職権の特例等に関する法律  
の一部を改正する法律案

伊能 芳雄君

松岡 平市君

松永 義雄君

大屋 晋三君

愛知 揆一君

天田 勝正君

村上 義一君

同日議長において、常任委員の補欠を  
左の通り指名した。

松永 義雄君

松岡 平市君

愛知 揆一君

大屋 晋三君

天田 勝正君

伊能 芳雄君

戸叶 武君

柏木 康治君

同日大蔵委員会において当選した理事  
は左の通りである。

理事 森下 政一君(松永義雄君の  
補欠)

同日内閣から左の議案を提出した。よ  
つて議長は即日これを法務委員会に付  
託した。

判事補の職権の特例等に関する法律  
の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。よつて議長は即日これ  
を委員会に付託した。

資産再評価法の一部を改正する法律  
案

産業投資特別会計法案

大蔵委員会に付託

学校教育法等の一部を改正する法律  
案

市町村立学校職員給与負担法の一部  
を改正する法律案

文部委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議  
案が送付された。よつて議長は即日こ  
れを経済安定委員会に付託した。

離島振興法案(網島正興君外七十名  
提出)

同日委員長から左の報告書を提出し  
た。

理容師美容師法の一部を改正する法  
律案可決報告書

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を承認することを議決した旨衆議  
院に通知した。

千九百五十二年七月十一日にブラッ  
セルで締結された万国郵便条約及び  
関係諸約定の批准について承認を求  
めるの件

同日衆議院議長から左の法律の公布を  
奏上した旨の通知書を受領した。

市町村農業委員会の委員及び都道府  
県農業委員会の委員の任期延長に関  
する法律

同日衆議院議長から、国会において承  
認することを議決した左の件を内閣に  
送付した旨の通知書を受領した。

千九百五十二年七月十一日にブラッ  
セルで締結された万国郵便条約及び  
関係諸約定の批准について承認を求  
めるの件

一昨二十七日衆議院から左の議案を提  
出した。

中央機関施設整備促進法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領  
した。よつて議長は即日これを委員会  
に付託した。

昭和二十八年一度一般会計暫定予算補  
正(第二号)

昭和二十八年一度特別会計暫定予算補  
正(特第二号)

同日可決した左の内閣提出案は、即日  
これを衆議院に送付した。

金管理法案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提  
出案を承認することを議決した旨衆議  
院に通知した。

千九百五十二年七月十一日にブラッ  
セルで締結された万国郵便条約及び  
関係諸約定の批准について承認を求  
めるの件

同日衆議院議長から左の法律の公布を  
奏上した旨の通知書を受領した。

市町村農業委員会の委員及び都道府  
県農業委員会の委員の任期延長に関  
する法律

同日衆議院議長から、国会において承  
認することを議決した左の件を内閣に  
送付した旨の通知書を受領した。

千九百五十二年七月十一日にブラッ  
セルで締結された万国郵便条約及び  
関係諸約定の批准について承認を求  
めるの件

一昨二十七日衆議院から左の議案を提  
出した。

中央機関施設整備促進法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領  
した。よつて議長は即日これを委員会  
に付託した。

昭和二十八年一度一般会計暫定予算補  
正(第二号)

昭和二十八年一度特別会計暫定予算補  
正(特第二号)

昭和二十八年度政府関係機関暫定予  
算補正(機第二号)

予算委員会に付託

郵便法の一部を改正する法律案

郵政委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案  
が送付された。よつて議長は即日これ  
を委員会に付託した。

昭和二十六年一度一般会計予備費使用  
総調査(その2)

昭和二十六年度特別会計予備費使用  
総調査(その2)

昭和二十六年度特別会計予算総則第  
七条及び第八条に基づく使用総調査

昭和二十七年一度一般会計予備費使用  
総調査

昭和二十七年年度特別会計予備費使用  
総調査

昭和二十七年年度特別会計予算総則第  
九条及び第十条に基づく使用総調査

決算委員会に付託

設備輸出為替損失補償法の一部を改  
正する法律案

厚生保険特別会計法の一部を改正す  
る法律案

関税定率法等の一部を改正する等の  
法律案

外国為替資金特別会計法の一部を改  
正する法律案

大蔵委員会に付託

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部  
を改正する法律案

未帰還者留守家族等援護法案

厚生委員会に付託

昭和二十八年六月二十九日 参議院會議録第十五号(その一)

一部を改正する法律案(題旨説明)に対する質疑

一二八

漁船損害補償法の一部を改正する法律案 水産委員会に付託

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(第九十八号)の批准について承認を求めるの件 工業及び商業における労働監督に関する条約(第八十一号)の批准について承認を求めるの件

職業安定組織の構成に関する条約(第八十八号)の批准について承認を求めるの件

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

地方鉄道軌道整備法案(關谷勝利君外三十九名提出)

運輸委員会に付託  
北海道防壁住宅建設等促進法案(瀬戸山三男君外三十八名提出)  
建設委員会に付託

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。

日程第一、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(題旨説明)

去る二十六日の質疑に引続きまして、これより順次発言を許します。藤田進君。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 私日本社会党を代表いたしまして、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案に対して、吉田内閣総理大臣並びに閣僚関係に對しまして質問するものであります。

第一に、政府は、日本において労働関係が合理的な安定を維持するために何が必要であるとお考えか。重要な点について緊急調整決定権者であります吉田総理からお答えをお願いいたします。

私は、吉田内閣がここに提案しておられますとき、一方の側のみ専断的に弾圧するがごときことは、却つて紛争を長期、激化する以外の何ものでもないと考えておるのであります。

(拍手)而もこのことは、すでに欧米諸国におきましては十八世紀の時代に経験をしていまして、今日改められておるところであります。我が国の領土は極めて狭い上に、人口は八千数百万を数え、日と共に増加しつつある現状と、更に、国内資源は乏しく、国民生存の基礎を何に求めるか、重大な岐路に立つていまして、政府は真剣にこの点に付きまして、政府は真剣にこのことを考えているのかどうか、甚だ疑問とするとどうであります。(拍手)特殊な悪条件下の日本は、それに即応した政策が実施されない限り、民主主義も経済的自立も望み得ず、徒らに紛争

のみ倍加することとなるのであります。吉田内閣の政治の貧困は、救いがたい前世紀の遺物の観を呈しておりすが、(拍手)失政の補いを絶対多数を占める労働者や農民に転嫁をいたしまして、余りにも資本家本位であるところに、昨年の電産、炭労の争議が発生したと言えらるるのであります。

労働争議の根源を探究いたします場合に当然行き当るものは、利潤動機のみによつて駆り立てられる資本家や政府によつて政府経済が遂行されるとき、その弊害は極めて深刻となり、吉田内閣が掲げる自由競争は資本主義の下において作用しており、その内在的必然に従つて独占に転化し、同時に自由競争、資本主義というこのよきは次第に失われまして、今日のごとき資本主義の弊害が露呈されて、あらゆる人道主義を打ちのめしまして、貧富の懸隔が甚だしくなり、多数国民が少数者から強大な圧迫を受ける結果となるのであります。我々は、歴史的に資本主義の独占化を見出し、独占資本の最大の煩悶は、みずからが作り出したところの大衆の貧困のために商品の販売不能が生じていることであり、再びソシアル・ダンピングをもくろんでいることではあります。いわゆるスト規制法あると言わなければなりません。

(拍手)電気、石炭のごとき、吉田内閣と深

い身分関係にありますところの産業におきましては、単なる精神的なもの、感情的な立場では、労働安定が維持でき得ないことは明らかであります。私は、政治的民主主義は、経済的民主主義の裏打ちがなければ、その機能と意義を十全に発揮できないと考えております。世界の歴史に逆行することなく、真の労働関係の安定、一国の発展のために、吉田内閣はデモクラシーを産業に適用し、社会的デモクラシーによるところの生活、自由及び福祉の追求における均等を極大化するという原理を採用する意思はないのかどうか、お伺いしたいのであります。(拍手)

第二は、同様、吉田総理にお答え願いたいのではあります。曾つて、国連の経済社会理事會におきまして、日本を含む数カ国に對し労働政策の反動性が指摘されたにもかかわらず、その後、依然として吉田政府は、昨年、破防法、労組法、労働法などを制定、改悪いたしました。ここに又労働基本権を剝奪するところの立法を多数を以て押切らんとしておりますが、国連加入の意思を有せられる吉田総理は、国際的感情を如何に把握しておられるのか、お伺いしたいのであります。

本法案は、国連の機構となつておりますILO決議の批准に反し、同様、世界人権宣言、人権と基本的自由、これを冒瀆するものではないか。人類普

遍の原理に背反してまで独占資本に奉仕しなければならないというその理由はどこにあるのか。その経緯を明白にしてみたいのであります。(拍手)昨年の電産、炭労争議には、広く海外の理解と援助が与えられております。殊に、国際自由労働連及びイギリス労働組合等から多数の物的支援があつた事実を如何に解釈されているのか。お答え願いたいのではあります。

第三の点は、岡野通産大臣にお尋ねいたしますが、「いなり」と呼ぶ者あり。現在欠席でありますので甚だ遺憾でありますけれども、早い機会に御答弁をお願いいたしまして、保留いたしておきます。そこで、岡野通産大臣に對しての質問は、今日、電気及び石炭産業の主管大臣として、当該事業経営の実態と労働問題について如何に認識しておられるのか、お伺いしたいのであります。電力行政は、昭和二十六年五月一日、企業分断再編成を頂点にいたしました破綻的な様相を呈しております。我が国の電気は水主火従であります。細長い日本列島で南北に分流する狭隘なる流域で、而も急流であり、天然資源に恵まれていゝとはいへども、部分的或いは地域的経営は、従来の事例が証明いたしますごとく、もはや行詰りの状態であります。水火力調整金や料金の地域差を以てしても公共の福祉は到底維持できないのみか、経営自体行詰り、今以上、これ以上、

電気労働者にしわ寄せすることもできない限界に到達いたしておるのであります。過去の企業分割の誤まりが明らかになつております以上、ここに抜本的な再編成をしない限り、スト規制法では救済できない段階にあると考えております。労働者に対しては、公共の福祉に名をかり圧迫を続けるが、政府みずからは電気産業の公益性を全く忘却して、利潤追求の私企業として、好個な政治資金のドル箱としておる点は、納得の行かないところであります。(拍手)国民等しく天然資源の恩恵に浴すべきものと思ふが、政府の政策の失敗から、今日大きなアンバランスが生じております。この現実を如何に打開なさるおつもりか、お伺いいたしたいのであります。(拍手)

スト規制法の所産については冒頭申上げた通りであります。昨年の電産、炭産の争議は、資本家と共に政府が一体となりまして、政策失敗の打開と再軍備経済に備へ、資金及びその他の労働条件にのみ負荷せしめんとしたところの野望に対する、労働者のやむにやまれぬ抵抗にはかならなかつたのであります。(拍手)電産を例にとつて見ましても明らかなく、労働時間は時代逆行いたしまして、一週三時間半延長され、家族給の支給範囲は極度に縮小され、又休日休暇の減少、社会保険金の負担の増大などの苛酷な条件を権力に依存をいたしまして押付

けた結果となつております。而も、当時、資本の側においては、並行いたしまして四倍の増資、これは無償を含んでおります。減価償却の増大化、株式配当は割五分の復活など、労働者に対するとは反対に好況を呈しておりました。さうな実態から容易に感ずることは、本法案が優位を堅持せんとする資本家の要請から生れたものであることであります。

石炭産業界についても問題が深刻であります。最近の朝日新聞などの所報によりますと、北海道、常磐、九州、この三大産地の炭産業界のうち、中小資本は続々潰れて行つてゐるということがあります。岡野通産大臣はこのことを御承知であるかどうか。大資本家、特に吉田内閣と関係の深い業者は、長者番付にも載るごとく、大きな打撃を受けていないように見えるのであります。中小炭産は、北海道で手掘り採炭の小炭産を除きまして約五十鉱のうち、すでに三十が潰れ、あと二十も近く潰れるというふうに現地では言つております。又常磐地区におきましても、百三十炭産のうち、五月末までに二十二炭産止され、今後が危ぶまれております。更に九州におきましては、三月以降五月末までに約六十炭産が廃産となつております。勿論この中には、多くの労働者と、その家族が生計から見放され、いつ生業に就けるか全くわからない、路頭に迷つてゐる

のであります。一山一部の保安要員の罷業権を制することよりも、炭産全体の救済策が、当面いたします吉田内閣の通産大臣として喫緊のことではないのか。具体的な所見を承わりたいのであります。

第四に、大憲法務大臣にお尋ねするものであります。昨年の電産、炭産の争議が動機と相成りまして、いわゆるスト規制法が出て来たと言われるが、昨年の電産争議のみに起因する不当弾圧は、起訴されたもの十三件に及んでおります。その中には、すでに同種事案でありまして、地裁、高裁共に無罪になつたものを多く含んでゐるのであります。大憲法相は、かかる過去の判決を無視して、独自の解釈を以ていつまでも労働者のみを弾圧するこの政策を続けようとするのかどうか、お伺いいたしたいのであります。又かかる起訴は何らの起訴利益も発見できないものであります。その起訴利益の点につきまして如何なるものがあるのか、ここに具体的に明示を願ひたいのであります。更に、今次スト規制法は、法務当局として如何なる法理論に立つておられるのか、説明を願ひたいのであります。昨年の争議に関連いたしまして、九州の戸畑水力発電所におきましては、会社側が労働法に違反して十一万キロという大発電所を五時間も停電させました。このロッキン・アウツという事件に関連いたしまして、検察当局は

これを不起訴にいたしておられますが、余りにも資本家本位ではないか、片手落ちではないか、この点に対する所見を承わりたいのであります。

第五に、大憲法務大臣並びに小坂労働大臣にそれへお答えを願ひたいのであります。本法案は、現行法の枠内におきまして違法なりとかねて政府が断定しておられます部分を、解釈問題であるがために不明確であるから、宣言的、確信的なものとしたのであつて、新らしく罷業権の一部を制するものではないと言明できるのかどうか。阿大臣のお答えを願ひたいのであります。従来、政府において違法と言われ、目下公判廷におきまして、検事の主張は、即ち法務大臣の主張は、争議行為として、発、変電所などで職場員が労働提供を拒否することは違法ではないが、その域を超えて、会社、当該相手側である会社が、停めなくてはならないと、こう言つた場合に、正当な事由なくスイッチを切つたり、或いは発電機を停止したりする場合、それは違法なり」と、こういうふう主張されております。これは法務大臣の見解と了解いたしますが、労働大臣の見解も同様なのかどうかお伺いいたしたいのであります。保安要員についても引揚げるこの手段は現行法上違法なりと言われるが、その根拠を労働法第三十六条に求めておられる。この三十六条は人命の安全保持の意で

あることは、今日疑いのないところであります。若し設備自体も含まれてゐるとすれば、憲法第二十八条の労働権を同二十九条の財産権に蹂躪せしめるの結果となるが、労働大臣は如何に説明なされるのか、法解釈を承わりたいのであります。

第六に、本法案の内容について小坂労働大臣にお伺いいたします。第一点は、スト規制法の立法要因についてであります。政府のかかる違憲法案の根柢を流れるものといひまして、前世紀的なものがここに伏在いたしまして、ストライキそのものが罪悪であるという、このストライキ罪惡論の上に立つてゐると私は考へております。政府は常に国家機関といひまして、労資問題に対して厳正中立でなくてはならないのであります。にもかかわらず、資本家の総本山である日経連の下請機関化したしまして、政府自体の階級性を露骨に現わしてゐると思ひます。(拍手)政府は速やかにこの態度を改めらるべきであると考えますが、所見を承わりたいのであります。公共の福祉と罷業権との調和を図るのであるから、憲法違反にはならないと強弁されるが、炭産においては保安要員の引揚げは現実に実行されておる。一方、電産についても、一般家庭や中小企業への電力は全供給量の僅か三〇%程度で、七〇%は大口需要家に送電されております。ストライキに

よる若干の減電はあるといたしまして、公共の福祉を云々して罷業権を剝奪するほどのものでないことは数字で証明できるが、政府は、科学的な根拠もなく、むしろ昨年十二月十三日の日に、ストライキ解決直前に、労働省労働局より発表いたしました資料によりますと、電産争議による被害は殆んどなかつたと発表いたしておるのであります。又スト中の給電操作は全部会社側が行い、大資本には送電いたしまして、一般家庭や中小企業には停電せしめた事実を御存じであるかどうか。お伺いいたします。労働省は労働者のサービス省といたしまして発足いたしましたはずであります。今日その趣きを全く異にいたしまして、本法案のごとき反動法が生れ出たということに對しまして、誠に遺憾とするものであります。小坂労働大臣は、本来の使命に立ち返つて、本法案撤回の努力をなされる用意はないのか承りたいのであります。(拍手)

第二点は、本法案が憲法第二十八条に違反することは、法学者の説で明らかであるところであり、電気、石炭の利潤追求の私企業におきまして、罷業権を奪うのみで、何ら救済の措置も講じることなく放置する本法案は、結局憲法第十八条の奴隷的拘束と苦役に服さしめることとなるのであります。政府説明によりますと、電産、炭労共、一部労働者のスト権がなくなつて

も、大部分の労働者はそれ／＼有効なスト手段が残されていると言われておりますが、この考え方は、現在の炭労、電産の組織で永久に固定したものと誤まれる解釈を前提としておるものであります。若し保安要員労働組合や、炭、変電労働組合が近く結成されたとするれば、これら労働組合は、何らの手段を持たない、虎の前に全くの裸にして放り出された、こういう立場になつてしまふのであります。電気事業において本法案が適用されます場合、考へ方によりましては、六〇％を占める約八万人余が被害を受け、発電所数も千三百五十カ所に及び、このほか変電所がこれに加わるのであります。小坂労働相はかかる実情を知つての御提案か、又これら労働者に対して如何なる見解が承りたいのであります。

第三点は、本法案は昨年の争議の実績に徴して立法化すると言われております。その論拠は明らかに懲罰立法と解され、そのためにこそ、三カ年という、この三カ年の懲役にも値するような期限が加えてあります。若し他産業におきまして、経営者が頑強なために一電産、炭労のごとく争議が長期深刻と相成りましたその場合の実績が仮に出たといつたした場合には、当然、本法案の中に逐次追加仲間入りをすることにほしなないかと思ひます。それとも、電産、炭労を抑制しておけば、他は大したことはない、さう

いう分析をなされておるのか。この点につきまして見解を伺いたないのであります。

第四点は、政府は世界の労働法制史を逆に進みつつありますが、日本の現労働法体系から論じます場合、公益事業のストライキは一定の限界の下に合法である。一定の制限が付されておるのであります。而も電気事業の場合には電気がとまり、運輸事業の場合には、電車や或いは自動車にとまるといふことをそも／＼の前提にいたしまして、現行労働法はできておるのであります。さればこそ労働法第三十七条におきましては、公益上抜き打ちのストライキを禁じまして、十日前の予告を必要といたしております。又同法第三十五條の二によりますと、公益事業については特に緊急調整の制度があるが、政府の解釈通り、若し電産のストライキ、これが現行法でも電気がとまるといふことが違法であるとするならば、この筆法でするならば、私鉄のストライキで電車や或いは自動車がとまるといふことも、又違法なりと言わなければなりません。政府は、電産の場合、なお他に有効なストライキの手段が残されておると言われております。例えば株主總會の業務の拒否であるとか、集会、検針、決算などの業務の拒否をするならば有効なストライキであるとかと指称されておりますが、かかるストライキに限定されるとするならば、

ば、もはや公益事業の指定は法的に必要がなくなつて、あたかも生命保険会社や或いは一般の商社と同様に、労働法から外してしまひまして、ストライキ予告の義務や緊急調整の必要を解除して然るべきものと考えますが、依然として労働法の改正をしていないのは如何なる法的見解を持つておられるのか、詳細に説明を願ひたいのであります。(拍手)

第五点は、本法は、電気並びに石炭産業共に、事業主自身に對しても、争議行為としての電源スト、停電スト、或いは保安要員の引揚げその他がそれぞれ禁止されております。これは一見労働双方に對しまして不公平なく、両方とも規制するのだという、こういうふうな装つておりますが、これは素人を欺瞞するものであつて、果して、本法のごとく労働者のスト権が剝奪された際に、事業主自体がかようなストライキを実施するかも知れないといふ、こういう事例が現実存在するものかどうか。実例をお示し願ひたいのであります。(拍手)

第六点は、この際、質しておきたいことは、本法案の阻止のために、悪法阻止のために、院外におきましては容易ならぬ事態が発生いたしつつあります。これらに對しまして労働大臣は如何に対処しようとお考えであるか、お伺いいたします。即ち、累積せる反動政策は労働者の生活を脅かし

して、基本的権利を守るためには、みづからが立ち上る以外にはすでに頼むところはないという決意を以て、今や組織的に闘在化いたしつつあります。本法案に對しますこの反対の闘い、これに對して政府は無理押しをしてまでここに通過を図られようとするのか。ます／＼その対抗手段は労働陣営において激化すると考えられるが、これに對して政府は労働者の言ひ分に耳を傾けないで、従来とられたごく権力主義による一方的な強圧というもので対抗せられようとするのか。明確にして頂きたいのであります。

最後に、私は重大なる時に当りまして、曾つてナチス・ドイツやファッシヨ・イタリアが経験いたしましたことき、憲法を蹂躪して、労働者を骨抜きにする本法案に對して、本院の使命を全うするために、特に慎重なる御審議を希望いたします次第でございます。以上を以ちまして私の質問を終ります。(拍手)

(國務大臣吉田茂君答覆、拍手)  
○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

今日まで政府の考へておりますことは、労使協調によつて円滑なる経済産業の発達を企圖いたしておるのであります。然るに、昨年の電産及び炭労のストは、国民生活を脅かすこと甚だしかつたといふことは、国民の記憶に、今なお最も明かなる記憶があるので

あります。(拍手)政府は、ここにおいてか、社会の福祉と国民の生活及び争議行為の範囲を限定するといふために、この法案を出したのであつて、この法案は、争議権を抑制するとか或いは勤労大衆を圧迫するといふ趣意ではないのであります。争議権の基礎を明らかにして、そして、社会、国民生活と協調ができる範囲において争議権を規制しよう、争議行為を規制しようとするのであります。その趣意は、抑圧だとか、保守的のうちに民主主義に逆行するとかという考えは毛頭ないのであります。従つて又この法案が、ILOの声明又は世界人権宣言等に違反するものとは毫も考えておりません。

委細なことは所管大臣からお答えいたさせます。

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂善太郎君) お答えを申し上げます。

第一問は、前国会におきまして労働大臣が発電所における職場放棄を自己体不当であると言つておられるけれども、これについて法務大臣の見解は若干食い違つておられるように思ふといつた趣旨であつたと思ひますが、発電所におきまして職場放棄は、本法第二二条の、不当な又妥当ならざる争議行為に含まれておられる、このようにお解りいたしておられます。なお後ほど法務大臣からこの点については詳細な見解の表明があると思ひます。

第二問は、労働法第三十六条は人命の安全保持のみを規定していると考えられるが、政府は設備保存を含むことについて、然りとすれば、憲法第二十八條の争議権は財産権に属するものとして考へられるといふのであります。

労働法第三十六条におきましては、昭和二十一年、この法律の施行以来、設備保存が含まれるという解釈をとつたことではないのであります。一貫して人命安全保持のみを規定していると解釈いたしております。併しながら、労働法第三十六條の解釈がこのようであるといひましたとしても、さればとて争議行為によつて設備等を荒廃せしめてもいいというわけのものではないのであります。それにはおのずから憲法上もろもろの基本的な権利との調和の限界があるといふふうに考へるのであります。従つて争議権の無制限な行使が許されるということではありません。本法第三條に言つてありますのは、かかる見地に立つて申している次第でございます。

なお、この政府のスト規制法の底に流れる考え方、前世紀的なものがあつて、ストライキは罪悪であるといふような態度が見られるという御質問でありましたが、政府といたしましては、憲法第二十八條において保障されております労働者の団体行動権は、公共の福祉に反しない限りにおいて最大限に尊重せらるべきものであるという基

本的態度を従来とつていたのであります。ストライキが罪悪であるなどといふようなことは考へておりません。又、本法は、こうした考え方から争議権と公益との調和を図らんとするものであります。全く公正な国民的立場に立つものであります。御指摘のごとく、資本家等との連繫によりましてその利益の代弁をするといふような考へ方は毛頭ございません。

第四点といたしまして、私に對するものは、昨年の電産、炭労ストの経験に鑑みまして、公共の福祉を擁護するためにこの法案を出すと言つておられるけれども、昨年の電産、炭労ストが公共の福祉を如何ばかり阻害したかというようなどございまして、これにつきましては通商当局からお答え願つたほうが妥当かと存じますけれども、

昨年のストの結果、電気供給の減少によりまして各種産業が甚大な影響をこうむり、一般家庭における停電も頻発し、一方、石炭供給の減少によりまして、国鉄における列車の削減、都市におけるガスの供給制限等が実施せられたのであります。国民経済及び国民生活に及ぼす影響といふものは甚大であつたと考へられるのであります。なお労政局におきまして被害等について発表いたしました事実はございません。

なお、第五問といたしまして、労働省はサービス省なりと言つておられるけれども、労働省としてこうしたスト規制

法案を撤回するための努力を払う考へはないかといふことでございます。労働省といたしましては、労働問題に關して労働関係者及び国民一般に對してサービスをするといふことを使命としたものであります。私も大臣就任以來しばしば申し上げております通り、今後この方面について十分努力をして参りたいと考へております。併しながら、本法は現実の必要から提案いたしましたのであります。決して争議権を抑圧し労働者の福祉を阻害するといふことになるとは考へておりませんから、これを撤回する意思はございません。

次に、この法案は労働者の争議行為のみを規制し、救済措置を講じていないといふことでございます。事務系統の職員といつても非常に僅かであるのだから、實際は争議権を奪われることになるのではないかといふ御質問であつたと思ひます。本法案につきましては、しばしば申し上げておりますように、従来とも社会通念上不当である或いは又妥当ならざるものであると考へた争議行為の範囲を明らかにしたものでございまして、従つて特に新たな制限を課するものでございせんから、従つて又救済措置を講ずる必要はなからう、この考へております。

次に、本法案は、昨年のストライキに鑑みて懲罰的な意味を持つておられるのではないかといふことでございます。

併し、私どもはしばしば申し上げましたような趣旨を以て本法案を提案しているものでございまして、何らそこに懲罰の意味は考へておりません。又これを御指摘のごとくに他産業に及ぼすといふ意思は持つておりません。

なお労働法におきましては電気事業を公益事業に指定いたしました。争議行為の予告等の措置を講じておられるけれども、この法案によりまして、電気事業或いはこうした国民生活に影響を与えるような争議行為はできなくなるんだ、従つて実質的に公益事業として指定することは必要なく、当然労働法を改正すべきであるがどうかと、いろいろ御質問であつたと思ひます。労働法の第八條は、公衆の日常生活に欠くことのできない事業の範囲につきまして定められたものであります。電気事業におきましては停電スト、電源スト等、本法案において規制する以外の争議行為も、又国民の日常生活に支障不便を与えることが多いのであります。労働法の第八條の公益事業の範囲を従来通り規定しておくことが必要であると考へております。

更に、労働者のみならず使用者の規制も対象としておられる、例えばロック・アウトができないといふことを規定しておられるけれども、これは、まあかしではないかといふ御趣旨の御質問でございます。これは、これは繰返して申し上げますことになりませんが、この法案と

いうものは、従来とも社会通念上不当又妥当ならざる争議行為の範囲を明確にするという趣旨のものでございまして、使用者といえども例えはロック・アウトのような争議行為を行ひ得ることは当然のことでありまして、この点を明らかにした次第でございまして、最後に、院外におきますスト規制法に関する反対運動が漸次高まりつつある、労組側のかかる意思を十分に聞いて善処する意思がありや、又無視する考えであるのか、明白にしるという御趣旨であつたと思ひます。これにつきましては、今までもお答え申し上げましたように、本法案は従来から不当或いは妥当ならざるものと考えられていた争議行為の範囲を明確にすることであるのであります。一部には、これらの行為といふものは、なお正当なものであるという見解を持っておる者があるものであります。それでは公共の福祉が侵害される現実の危険があると考えられますので、ここに提案をした次第でございまして、民主的労働組合の諸君には、本法案の趣旨について御理解が得られることと確信いたしております。「何を言うか」と呼ぶ者あり。なお、昨年のストライキにつきましては、あのような第三者である多数の国民に重大な迷惑をかけるような争議行為はすべきでなかつた、誤まつていたという反省が、関係者の中に多いということをお聞きでございます。

るが、この際、関係の組合の中から、かかるストライキは限らるべきであつて、これを再び繰返さぬ旨の宣言を国民に対して発するような意思はないものかどうか。むしろこの点をお尋ねを申し上げたいと思ふ。

以上でございます。

〔国務大臣大藏省蔵、拍手〕  
○国務大臣(大藏省蔵) お答えをいたします。

先ず最初に、昨年の九月から十二月にかけて行われました電産ストライキに關しまして、檢察庁で公訴を提起いたしました事案は、九件、二十六名でありまして、これが藤田議員の指摘と少し数が多いのでございまして、私のほうもよく調べ直しまして、間違つた点があります。すなわち委員会において又お答えいたしましたと思ひます。この九件、二十六名につきましては、藤田議員も御承知かと思ひますが、その都度、衆議院、参議院及び労働組合側から、当時の事情のお話がありまして、私としては、経営者、労働者双方に対しては、檢察庁は飽くまで公正たるべきものと思ひますので、一々問合せをいたしたわけでありまして、その結果、或いは藤田議員の御趣旨に反するかも知れませんが、この九件、二十六名といふものは、全部会社側の引越要員に對しまして威力を用いて業務を妨害したと、いわゆる威力業務妨害に當てはまるものと認定いたしました。起訴をいたしました。

わけでございます。従つて、この二十六名は単純なスイッチ切斷行為のみで起訴した者は一人も含まれておりません。さう御承知を願ひたいと思ひます。

なお、裁判所との食い違ひということについて御質疑がありました。これは二十三年に北海道と福岡において電氣事業法違反事件が起りました。これを裁判所で無罪にしました。これを檢察庁が見解の相違がありまして目下上訴して、上告審が係属中だといふ事件があるのでございまして。これは、やはり今申し上げましたように、この業務妨害になるかならないかという認定の問題なのであります。また最高裁判所において解釈が最終決定を見ておられるので、檢察側といたしましては従来の見解を維持しているといふような次第でございまして。

をいたしたいと思ひます。

それから争議行為についての、法務省、檢察庁の解釈でございますが、争議行為が公共の福祉に反せざる限度に於いてのみ許される、さういふ考え方から従来一貫して政府はとつてゐるのであります。先ほど御指摘の業務提供拒否が場合によつては違法にならないといふお話でございますが、労働提供拒否であつても、やはりこの公共の福祉に反する限りは違法行為であるといふ解釈をいたしてゐるわけでございます。(その解釈はおかしいじやないか)と御質問あり。それで、なぜ私と労働省と意見が違ふかといふお話が出るかと思つて、ちよつと調べてみたわけでございます。それは結局、本年の三月に私が衆議院の労働委員会におきまして、単なる職場放棄といふものは、それ自体は不法ではない、併し、例へば給電指令所、給電の急所である違法だといふお答えをしたのであります。その半分だけをお取上げになつておるんじやないかと、さういふふうにお聞きでございます。従つてこの際にはつきり申し上げたいと思ひますが、単なる職場放棄が何でも違法行為でないといふふうには許されるわけではないのであります。例へば労働法第三十六条における保安施設の場合のようなもの、或いは職場を離れること自体が重大な結果を來たしまして、いわゆる法益の権衡を失ひ、公共の福祉に反して、争議行為としても違法と認められる場合などは、これはおのずから別であると、さういふふうに私は考

えてゐるのであります。衆議院の労働委員会におきまして、その典型的な例として、電氣の給電の中核である給電指令所の例を挙げたわけでございます。さう御承知を願ひたいと思ひます。

それから、これは労働大臣からすでにお答えがあつたのであります。今度のスト規制法といふものは、現行法に關しまして違法の範囲をはつきりさせるという態度を法務省はとつておりまして、従つて、法務省が直接関係いたします罰則のごときは、この意味におきまして現行法から少しも加重しない。従つて現行法の罰則を適用する、さういふような態度をとつて参つたのであります。さうして、違法の範囲をはつきりさせるについて、私どもがその判断の基礎といたしましたのは、ひとり法務省の法律の解釈ばかりでない、昨年のあの大きいストライキに對して国民がどう感じたかといふことをやはり基準の一つにいたしましたといふことを申し上げておきたいと思ひます。

(拍手)

〔藤田進君発言の許可を求む〕

○藤田(河井彌八君) 藤田君。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 只今の法相並びに労働省のお答えに關連して、私は再質問いたします。

電産の電産職場の業務提供拒否といふこの戦術は、昭和二十五年の末から昭和二十六年にかけまして、当時の停電スト、スイッチ・オフのストライキ、これに對して法務府並びに最高検の干渉がありました。法務府並びに最高検、これに労働組合、この三者が話合ひまして、電産の場合には、発電所に

おいて自分たちが持つてゐる労働力を、これを提供しないといふことのみが許されてゐるのである、それ以外にスイッチなど切つてはいけなないといふ、こゝろ御主張であつたために、私も、それだけ信用しては、又政府が、当時、中央労働委員会の会長を辞任された直後の末弘博士にも諮問をいたしまして、成るほど労働力提供を拒否するといふこの戦場放棄といふか、この戦術が最も妥當なりと、こゝろのこと、あつたやうな戦術を昭和二十六年の四月以後とつたはずであります。その当時、法務府、最高検におかれましては、然らば発電機が回転してゐるその最中に戦場放棄をして出るといふことでよろしいか、それはあたかも電車や汽車がトンネルの中に入つてゐるのに時間が来たからストライキをする、もう運転しないで戦場放棄をするといふことが不当であると同じやうに、戦場放棄する際には、発電機を安全な姿にとめておいて労働力提供拒否をなさるべきである、こゝろ御意見があつて、あのストライキは出発してゐるのであります。然らば本法案によりまして違法性を明確にするといふことであれば、いつからその違法性が政府の解釈として変つたのか、これを明確にして頂きたいと思ひます。更に、只今法務大臣と労働大臣の食い違ひは、法務大臣のほうではお聞きの通り、労働大臣のほうでは、一切の発電所における労働力提供拒否は、これは違法である、こゝろ断定せられております。この点につきましては更に労働大臣の明確な回答を願ひたいのであります。従つて、発電所の労働力提供拒否

は、労働大臣の解釈によるとできない。一方、事務系は集金ストその他がまだ残つてゐるのではないかとおしやる。そゝろいいたしますと、集金を三ヶ月も四ヶ月もしない、給料の支払事務のストライキをやつてゐるという事態が起るわけですが、そゝろなりますと、発電所の労働者は何ヶ月も給料をもらわなないで働かなければならぬ、戦場放棄をやると、これは違法になる、こゝろいふ關係が生じて参ります。これらの説明は更に詳しくは委員会においていたしたいと思ひますが、以上の点について明確にして頂きたいと思ひます。(拍手)

○國務大臣(小坂善太郎君) 答へを申上げます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 答へを申上げます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 答へを申上げます。

思ひますけれども、それは又十分にやりのある問題であつて、いやくも正当なる生産業務に従事して、而も正当なる、当然であるところの労働の報酬を受けたいといふやうなことは、これは絶対的にあり得ない、なし得ないところでありまして、(あつたらうする)と(あつたらうする)の点について、会社は存続するのでありますから、どうにでもなると考へておられます。以上の通りであります。(拍手)

○國務大臣(犬養健君) 答へをいたします。

○國務大臣(犬養健君) 答へをいたします。

○國務大臣(犬養健君) 答へをいたします。

この法案は、昨年の電産、炭労ストの経緯から、本年の二月、第十五国会に提案されましたが、再びここに提案されたのであります。その後、労働組合関係諸般の情勢が前国会のときから次第に変化を見せまして、組合内部の深刻な自己批判を通じて、労働運動の趨勢は大きく転換しつつある現状でございまして、この情勢を無視いたしまして、再びここにこの無法案を登壇させました政府の意図は一体奈辺にあるのか、理解に苦しむわけでありまして、労働者のストライキ権は、労働者がその生活を守るために絶対に必要なる手段であるとの基本認識に基きまして、憲法がこれを保障してゐることは御了承の通りであります。然るに、使用者側に対しては、労働者の解雇、賃金の切下げ等の自由が許されてゐて、一方、労働者側に対しては、自己の生活を守るための手段が法によつて制限されるというこゝろは、誠に不平等の措置と言わなければなりません。(拍手)

○國務大臣(河井彌八君) 岡野通商産業大臣は、病氣のため欠席せられております。他日出席の際に答へする趣きであります。松浦清一君。

この法案は、昨年の電産、炭労ストの経緯から、本年の二月、第十五国会に提案されましたが、再びここに提案されたのであります。その後、労働組合関係諸般の情勢が前国会のときから次第に変化を見せまして、組合内部の深刻な自己批判を通じて、労働運動の趨勢は大きく転換しつつある現状でございまして、この情勢を無視いたしまして、再びここにこの無法案を登壇させました政府の意図は一体奈辺にあるのか、理解に苦しむわけでありまして、労働者のストライキ権は、労働者がその生活を守るために絶対に必要なる手段であるとの基本認識に基きまして、憲法がこれを保障してゐることは御了承の通りであります。然るに、使用者側に対しては、労働者の解雇、賃金の切下げ等の自由が許されてゐて、一方、労働者側に対しては、自己の生活を守るための手段が法によつて制限されるというこゝろは、誠に不平等の措置と言わなければなりません。(拍手)

○國務大臣(河井彌八君) 岡野通商産業大臣は、病氣のため欠席せられております。他日出席の際に答へする趣きであります。松浦清一君。

より労働生活諸条件を維持改善して、その地位の向上を図ることは、取りも直さず社会の繁栄と秩序の維持に資することになるのである。即ち、ストライキをやれば、大なり小なり一般に迷惑がかかることは必然であります。併しながら、なおストライキの自由が保障されねばならぬゆえんのものは、ストライキ権が労働者の生活を守る手段として、公共の福祉そのものの理念から出たものであるからであります。(その通り)と呼ぶ者あり)即ち、労働者の福祉も公共の福祉の一環であるといふことを忘れてはなりません。(拍手)政府は本案の憲法上の解釈をどのようにとつておられますか。はつきりと総理大臣からお答えを願いたいと存じます。

第三に、この法案は公共の福祉に名をかり労働者の確立以外の何ものでもないと考えたのであります。政府はその提案理由並びに十七日以降における一般質問に答へられまして、労働争議の解決は労使双方の協力によつて解決することが最も望ましいと言つておられます。これは当然であります。併しながら、労使のいずれかの一方に、又は双方に無理があつて、平和のうちに労働争議が解決できないときが問題であります。この法案は、そのようなときの無理は常に労働者側にあると規定して、一方的に労働者の力を糾弾しようというものが提案の目的のようであり、昨年末の炭労、電産の争議におきましては、労働組合側の争議指導にも若干の行き過ぎがあつたかも知れません。殊に、炭労の保安要員の総引揚げ、即ちすべての保安要員を引揚げるといふ戦術、電産の送電所を含む

全員職場放棄、只今問題になつて労働大臣からも変な答へをしておられましたが、送電所を含む全員職場放棄、いわゆる、めくら送電のきめ手などの闘争手段は、実行が回避されたとは申しましたが、産業破壊的な、誠に不当なものであるといふことは、私どもも認めるところであります。併しながら、事をそこまで運んだ原因は、単に労働組合側の争議指導の責任だけではないことは明らかであります。より以上に大きな責任は資本家側の態度であります。政府の労働政策の貧困無能からあります。即ち、労働者の賃上げ要求に対し、全く非常識の上もない賃下げと労働強化策で臨み、挑戦的な態度に終始した炭産経営者の態度や、労働委員会の調停を尊重する意思を持たず、組合の争議が世論の前に崩れることと電気料金の吊り上げを期待して、積極的な争議解決の努力を試みなかつた電気経営者のやり方、又これらを無策のうちに放置した政府にこそ、重大な責任があると思つております。(拍手)資本家側並びに政府が、公正な態度と労働関係に対する適切な方策を以てすれば、あの争議をあそこまで導かなくても済んだであらうことは、今日世間一般の認めるところであります。政府はこのことに対してどうしように考えておられるか、明確なる御答へを伺ひたいのであります。

第四に、昨年の電産、炭労のストが、何らの防衛手段を持たない一般消費者、殊に中小企業者に及ぼした被害につきましては、労働組合といえどもこれを深く自省するに怠慢であつてはなりません。併しながら、そのよつて来た原因は、労働者側だけが責を負うべきでないことは前に述べた通りであります。権力によるストの制限は、その方法において全く無謀なるのみならず、たとえ一時的にそのストは抑えることができたといつても、それによつて労働争議を真に解決し、労使の関係を安定せしめることは絶対にできません。却つて逆の結果を招来するのみであります。政府の取るべき措置としては、中央労働委員会、即ち公的な調整機関の強化によりまして、これが運用に重点を置いて、労使の理解と協力を求め、権力によらない合理的な解決を図つて行くべきが上策であると思ひます。国民多数の世論に反して、あえて政府がこの法案の成立を強行するということが、その反動的労働政策の故に、労働組合側における争議の激発と政治的ストライキの強行を策する誤った指導方針に対し、或る程度それを正当化する根拠と口実を与えて、労働運動の民主化にとつて有害無益の結果を招くのみであります。政府が組合運動の正常な発展を願うならば、むしろ資本家側の理不尽な態度を反省せしめるように、公正な労働教育を経営者に施すことが第一に必要なことであります。そういたしますならば、あえて法律により労働者のストライキ権に不当な制限を加えずとも、組合自体の内部からする組合運動民主化の成果は期して待つべきものがあるものであります。その点、政府の労働政策は、逆の方向に向つておると言ふはかたがたありません。以上の諸点について、政府は一体どのように考えておられるかお伺ひをいたしたいのであります。

第五に、これまでの労働関係法の改正等につきましては、各界の経験者を集めて審議会を設け、その答申により、その意見を取入れ、成案提出されたのであります。この法案は、抜き打ち的に前国会に提出され、今回又同一の法案が何らの検討も行われないうちに、そのまま提案されるということは、従来のこの種の法案の提案方法と比較し、提案に至るまでの経過を甚だしく異にしておりますが、これは如何なる理由によるものであるか、お伺ひしたい。

又、昨年の炭労ストにおいて政府は声明を発して、国家の重要資源たる炭産を破壊するがごとき行為は、労働法第三十六条の争議行為の禁止事項であり、違法であると断言をいたしてあります。にもかかわらず、更にこの法案を提出せんとするのは、その後、政府の見解を変更されたものと理解してよいのか。本法案と労働法第三十六条との関連をどのように考えておられるか。先ほど若干の御答へがございましたが、重ねてお伺ひをいたしたいのであります。最後に、お伺ひしたいのは、本法案のごとき無謀なる反動法案が答へられるとすれば、炭産、私鉄、海運、ガス産業等の重要産業に対しても、同様にその考え方が波及する虞れがあるということであり、政府は提案理由の脱明において、公共的性質を有する産業は、ひとり電気事業及び石炭産業に限定されないが、今回は、いわゆる基礎産業中最も基幹的な重要産業であり、昨年問題となつた、電気、石炭業について規定したと申されておられるのであります。国民生活の上に考えようにより、ますます公共的な関係にある重要な事業であるから、特定の争議手段を禁止し、公共の利益を守るといふことになれば、あらゆる基礎産業、あらゆる公益事業は、国民生活の上に重要でないものはないのでありますから、次から次にストライキ権の行使が禁止或いは制限される虞れがあります。政府は争議行為を次々に禁止して行かなければ労働関係の安定や公共の福祉は守れないと考へておられるのかどうか。

私は以上の諸点について政府の所見をお伺ひいたしました。併し、なお強く要求をいたしたことは、政府の折角提案された法案ではあります。この際、憲法と反省されまして、深くこの法案を撤回されるのが、我が国民民主化と健全な労働関係の確立にとりまして最善の方策であると考えますが、政府はどのような考へになるか、お答えを願ひたいと思つております。先ほど同僚藤田議員の、政府はこの法案撤回の意思ありやなしやとの最後の質問に対して、労働大臣は、むしろ民主的な労働組合が重要産業についてはストライキをやらないといふことを宣言なすつたほうがよからうといふようなことを言つておられました。いやしくも参議院の本会議場において議員に対して、行政の長たる大臣がそういう宣言をしたらどうかといふような警告的な発言をされることは(以てのほか)と申す者あり)誠に遺憾でありますから、(「その通り」と呼ぶ者あり)お取消しなすつたほうが賢明であらうと存じます。

以上を以て私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣吉田茂君登壇、拍手)

○国務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。

我が内閣の基本的な労働政策を申せ

ば、先ほど申述べました通り、円満なる労使協働によつて産業経済の発達を企図する、ここにあるのであります。我が憲法において基本人権を擁護いたしておることは明らかであります。が、併しながら基本人権なるものは、何らの制約もなく、無制限にこれを認めておるわけではないのであります。公共の福祉という制限の下にこれを認められておるのであります。現に、労働争議が公共の福祉に反し、若しくは国民の経済、社会生活を脅かすような場合においては、争議行為に制限を付けるという事は当然のことであつて、即ちこの法案は憲法に少しも違反いたしてはおらないと考えるのでございます。(その通り「こまかすな」と呼ぶ者あり)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕  
○国務大臣(小坂善太郎君) お答えをいたします。  
過般の争議については、組合自体においても自己批判がなされておるけれども、本法案は公共の福祉に名をかりて労働者を弾圧するものではないかという仰せでございました。本法案は、従来とも社会通念上不当である又妥当ならざるものであると考へられておつた争議行為の方法の範囲を明らかにしたものであります。何ら労働者を弾圧するものではない。又一部には、なお、かかる争議行為を正当なものであるというふうに考へておる人があるものでありますから、本法案を提出する現実の必要がある、かように考へておるのであります。

なお、憲法との関係は、只今総理からお答えになりました通りでございます。

次に、昨年のストライキの経験に鑑みて、産業を破壊するようなものはないと考へておるに論断されたのであります。事象が一体あつて運んだのは政府の無能怠慢の故ではないか(その通り「呼ぶ者あり」ということでありました。政府といたしましては、労使関係の事柄につきましては、当事者間の良識に基き、健全な慣行の確立に委ねるべきものであるという基本的態度をとつて来ておるのであります。昨年の電産、炭労の両ストライキは、占領終結以来初の大きなストライキでもあり、自主的な解決によつて、より望ましい慣行の先例が作られたことを期待いたしましたのであります。併しながら、ストライキの長期化は、国民経済、国民生活に重大なる障害を与えるに至りましたので、炭労争議につきましては緊急調整を発動し、中労委の斡旋努力と相俟つて解決を見た次第でございます。電産につきましても緊急調整発動の準備をいたしたのであります。解決の見通しの関係からこれを差控えておりましたところ、これ又、事なし解決を見た次第でございます。

第四点は、政府は労働組合運動が民主的に平和的に運営できるように助言と方策を講ずべきであらうという御趣旨でございました。なお本法案はこれに逆行するものである、こういうことであつたと存じます。政府といたしましては、従来とも一貫して民主的な自主的な労働組合運動の健全な発展に期待して、諸施策を講じて来たのでございます。が、今後ともこのために万般の施策を講ずる所存であります。労働問題というものは、民主的な労働組合が

自主的に発展して、そうして、ものごとを合理的に解決することが必要であることは申すまでもございません。そのために民主的な自主的な組合の健全な発展を期待しておるのであります。ただ、ここに一言附加させていただきます。政府といたしましては、政府といふものは一般の国民全体に対して責任を持たなければならぬ立場でございます。昨年のストライキに対する反対というものは、今御指摘のようなことであらうと存じますけれども、一部になお、そうしたことが正当である、こう考へておる人もあるものであります。こう考へた公共の福祉を著しく害するような争議といふものが頻発するといふ虞れが現実にありますれば、政府といたしまして、これに対する何らかの方策を講ずざるを得ない立場であるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

それから、更に本法案と労働法第三十六條の関係でございますが、労働法第三十六條は人命の安全保持の義務を規定したものであります。本法案第三條の「人に対する危害」と結果的には鉱山労働者に関する限り殆んど重複いたします。が、本法案第三條が、保安業務について停業を許さざる事項を定めるだけ明らかにする宣言規定であることに鑑みまして、念のために本法案に掲げた次第でございます。

更に、政府は本法の適用範囲を拡大する意思があるかということでございますが、本法案は当面の緊急の問題に對して、昨年の問題となつた電気事業及び石炭産業につきまして規定いたしましたものであります。本法案の適用範囲を拡大する意思はございません。なお合理的な労働関係の安定する基盤を一日も早く政府といたしては作りたいた、こう念願いたしております。

最後に、本法案を撤回する意思はないかといふことでございますが、只今申上げましたような趣旨のものでございまして、当面の緊急の問題に對処する必要があると考へる限り、この必要があると思ひますので、撤回する意思はございません。(拍手)  
○議長(河井彌八君) これにて暫時休憩いたします。  
午後零時三十五分休憩  
午後二時八分開議  
○議長(河井彌八君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

緒方国務大臣から九州地方の水害について発言を求められました。この際、発言を許します。緒方国務大臣。  
〔国務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕  
○国務大臣(緒方竹虎君) 西日本一帯、特に北九州地方を襲いました今回の豪雨、それに伴う水害について概略御報告申上げ、更にその対策につきましても御了解を得たいと考へます。

このたび、西日本一帯、特に北九州地方を襲いました豪雨は、二十五日以來連日降り続け、最高六百ミリにも及ぶという、明治二十二年以來六十五年越しとも言ふべき大雨でありまして、福岡、佐賀、熊本、大分、長崎の各県では、特に甚大な被害を及ぼしたやうであります。河川におきましては、筑後川、遠賀川、菊池川を初めとして、多数の河川が氾濫いたしました。その直接国民生活に及ぼした被害を申上げますと、今日、二十九日午前六時現在まで、死者で三百四十六名、行方不明四百七十六名、建物の全壊千六百五十五戸、建物の流失七百二十四戸、床上浸水十三万一千二百六十戸、水田の流失が一万二千四百五十七町歩、冠水が九万五千七百七十四町歩となつておりまして、罹災者は九州だけでも九十万、世帯数は十八万世帯を越す状況であります。

罹災各県におきましては、逸早く災害救助法を発動いたしました。、応急救助に懸命の活動を行なつております。が、何分にも水浸しの現地におきましては、多数の舟艇を用いて、救い出し、炊き出し等に全幅の努力を払つておりますけれども、相当難渋を極めておる状況であります。救護活動には、それらの県市町村当局、警察、消防、日赤等を含め、現地政府の諸機関、特に保安隊が必死の作業に當つておりまして、目下のところ治安の面ににおきましては別段困難な問題が発生しておる模様はございません。

政府といたしましては、一昨日直ちに、建設大臣、農林政務次官を初め関係諸官を現地に派遣いたしました。、実情を調査することいたしました。視察後の要請によりまして、福岡市に現地対策本部とも申すべきものを設立することに決しました。多分、明日、大野国務大臣を中心といたしまして、各省の事務当局をもそれと同時に現地に出張させ、対策の万全を期したいと考へております。

現在までのところでは、現地における応急救助に必要な物資として、各県の要求に應じ、厚生省から衣料、これは作業衣とか肌着などでありまして、衣料を百二十四捆発送いたしました。が、食糧につきましては、幸いに各

方不明四百七十六名、建物の全壊千六百五十五戸、建物の流失七百二十四戸、床上浸水十三万一千二百六十戸、水田の流失が一万二千四百五十七町歩、冠水が九万五千七百七十四町歩となつておりまして、罹災者は九州だけでも九十万、世帯数は十八万世帯を越す状況であります。

昭和二十八年六月二十九日 参議院會議録第十五号(その一)

議員派遣の件 電氣事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(題旨不明)に対する質疑

昭とも少くも七月分一ぱい程度は十分持つておられます。今すぐ補給を要しない状況にあります。医薬品につきましても、今のところ消毒薬その他補給を要しない模様であります。要求あり次第、必要な急救用物資は何でも送り得るよう準備をいたしております。

○石川清一君(河井彌八君) これより休憩前日程第一の質疑を継続いたします。順次発言を許します。石川清一君。  
〔総理大臣ばうした「総理大臣おらんか」と呼ぶ者あり〕  
〔石川清一君登壇、拍手〕  
○石川清一君 私は、只今議題となっております。電氣事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、改進黨を代表して質問をいたしたいと思います。

以上概略であります。北九州の水害について御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) この際、議員派遣の件についてお諮りいたします。九州地方の水害について、その被害状況を調査するため、九州地方に五日間の日程を以て議員十二名を派遣することとし、その派遣議員の指名は議長に一任せられたいと存じます。御異議ございませんか。  
〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、九州地方の水害状況調査のための派遣議員に、松岡平市君、谷口三郎君、鈴木孝弘君、高野一夫君、海口三郎君、三浦辰雄君、内村清次君、白井勇君、三木治朗君、松浦定義君、加瀬完君、野本吉吉君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) これより休憩前日程第一の質疑を継続いたします。順次発言を許します。石川清一君。

〔総理大臣ばうした「総理大臣おらんか」と呼ぶ者あり〕  
〔石川清一君登壇、拍手〕  
○石川清一君 私は、只今議題となっております。電氣事業及び石炭事業における争議行為の方法の規制に関する法律案について、改進黨を代表して質問をいたしたいと思います。

吉田総理は、過日、本会議における施政演説の中で、前内閣の法律案を踏襲してこの法律案を提出したものであると主張されておりました。併し、現在、国会に提案されております法律案は、前吉田内閣が国会に提案されたものとは内容の違つた法律であり、又これを国会に提案されることについての総理大臣の演説も前回とは違つておるということ、私はここに指摘するものでござい。

恒久的に争議方法の規制を行おうとするものでありまして、そうして、これについて去る一月三十日の施政演説で吉田総理は、警察法の改正及び教育制度の改正と並べて、争議方法の規制を、占領政策の行き過ぎは正という観点から提案するものであることを明らかにされました。現在、私の手許に提案されておる争議方法の規制に関する法律案は、三年間の期間を限定する、労働組合に争議方法の自衛を求めようという限法でありまして、吉田総理は、今回は前内閣の法律案を踏襲するものであると称しながら、占領政策の是正ということには全く触れず、単に、電産、炭産の二大争議の苦い経験に鑑み提案するものであると言つておられるのであります。

申すまでもなく、今回提案されておる法律案は、改進黨の修正による法律案であります。前回、衆議院で改進黨がかような修正を加えたのは、本来この種の法律案を望ましからざる法律であると考えまして、そこから出発しておるのでございます。私は、労働組合に對しては、できるだけ広汎に自由と権利を保障し、労働組合が、その保障された自由と権利を享受するに當つては、自己の判断で、第三者たる一般大衆に迷惑のかからぬよう自ら自衛して行くことが民主社会の常道であると考えておるものであります。ただ迷惑ながら、昨行われた電産、炭産の二大争議は、その規模が大規模であり、又、その期間が長期に亘り、勢ひ激化するところ、一般大衆に甚大なる被害を及ぼすに至りました。而も争議が解決したのちにおいても、当事者の間には、一般大衆に及ぼした被害について適切な反省が行われていない。その結果として一般大衆は、昨行われたような争議が今後も繰返して行われる可能性について、非常に不安の念を抱いておるのであります。この国民感情に立脚して、改進黨は、本来かような法律が望ましからざるものであることを認めながら、当面の情勢より、やむを得ざる立法として、三年の期間を限定した限法として、これを認めることとしたのであります。従つて、現在国会に提案されておる法律案は、決して占領政策の是正という企図の下に出された前内閣の法律案を踏襲したものではないはずであります。吉田総理は果してこのことを意識しておられるかどうか、御所見を承わりたいと思ひます。

次に、この法律案は、争議行為の方法の規制に関する法律案と題されておりますが、その内容は、必ずしも争議方法を新たに規制するものではなく、例へば石炭事業において、賃上げの手段として炭鉱自体を破壊するが、とき保安闘争に訴へることは、要求せんとする目的と、それがためにとられんとする手段との間における法益の均衡を失するものであるとする理論は、従来から一般に認められて来たところであり、吉田内閣自体も、そのような争議手段の違法性について、昨年十二月の炭産争議に際し、そういう趣旨の声明を出しているところでございます。又、電氣事業における停電ストについても、政府は前国会の衆議院における審議を通じて、終始、停電ストのにとく、勞使双方が損害をこうむること少く、第三者たる一般消費者のみに多大の被害を与える争議手段は、本来正當ならざる争議手段であることを強調しておりました。果して、政府がその中で声明せられ、又、前国会で政府が強調した通りであるとするならば、この法律は、政府が題して名付けるごとく、争議行為の方法の規制に関する法律ではなく、公益的見地に立つ争議行為の方法の正当性の限界を明らかにするに過ぎない法律ではないか。この点に對する労働大臣の御所見を承わりたいのでござい。特に先ほど藤田議員の質問に答えて、そのことは是非別として、自衛声明を出すというのを強要するような答弁の一部がございましたが、若し自衛声明を出したといたしましたら、この法案を撤回する用意があるかどうか、承わりたいと存じます。

次に、私は、以上の質問に関連して申し上げた通り、労働争議の被害者たる一般大衆の国民感情に立脚した法律であり、而もその内容は、争議手段を新たに規制するというよりも、むしろ争議手段の正当性の限界を明らかにするに當つて、政府が全労働組合を法案反對の立場に追い込むに至つた経緯についてお尋ねをいたしたいと存じます。昨年五月、政府が、組合法、労働法、労法、基準法等、一連の労働法を改正したとき、今回と同様の反對運動を巻き起したのであります。これら改正法律の中には、不当労働行為の定義の拡張、現業公務員に対する団体交渉権の復活、労働者災害補償額のスライド制等、幾多の進歩的改正が含まれてはいたはずであります。労働組合が罷業禁止法として攻撃の槍玉に挙げられた緊急調整制度すら、昨年の電産争議等の実情から申しますれば、争議権の行使について殆んど制約になつていないことが明らかとなつておるのであります。それにもかかわらず、吉田内閣がこれら一連の労働法改正案を国会に提案するに當つては、全労働組合を法案反對の立場に追い込み、国内を真二つに割つたかと思はれるように、国論を沸騰させたのでござい。かくのごとき現象には、ただちに我が国の労働組合運動に政治意識が過剰であるために起るものであるというだけでは言い切れないものがあると思ひますが、この法律案を国会に提出するに當り、吉田総理は占領政策の是正の観点に立つものであると言われました。併し、昨年五月、独立後の国会において、組合

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、九州地方の水害状況調査のための派遣議員に、松岡平市君、谷口三郎君、鈴木孝弘君、高野一夫君、海口三郎君、三浦辰雄君、内村清次君、白井勇君、三木治朗君、松浦定義君、加瀬完君、野本吉吉君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、九州地方の水害状況調査のための派遣議員に、松岡平市君、谷口三郎君、鈴木孝弘君、高野一夫君、海口三郎君、三浦辰雄君、内村清次君、白井勇君、三木治朗君、松浦定義君、加瀬完君、野本吉吉君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、九州地方の水害状況調査のための派遣議員に、松岡平市君、谷口三郎君、鈴木孝弘君、高野一夫君、海口三郎君、三浦辰雄君、内村清次君、白井勇君、三木治朗君、松浦定義君、加瀬完君、野本吉吉君を指名いたします。

法、労働法、公労法、基準法等の一連の労働法規が改正されたことを記憶している労働組合の諸君にとつては、吉田総理のこのような主張は、占領政策は正の道であるかと思ふべきであらうがなかつたのではないかと思ふべきであります。かように労働問題について無感な吉田内閣の下では、何事にかかわらず、労働組合の反対運動を誘発し、真に国民の立場から必要とされる労働法の改正すら、その実現が困難となりつつあることを、私も憂へざるを得ないのでございます。私は、労働対策の基本原則は、飽くまでも、労働組合の真の民主化、その政治的偏向の適切な是正、労働運動の良識ある健全な発展に重点が置かれるべきであります。労働運動が内部より盛り上つて、自主的に健全化し、停電ストライキは保安要員等引揚げのときは、労働争議の常則としては考えられないといふが、この状態を實現して、法律による争議の制限のときは不必要であり且つ不適切であるといふことが、労働運動の態勢を作り出すことが、労働対策の根本でなければならぬと考えるのであります。ここに改進黨を代表いたしまして、吉田総理が今回臨時法として提出されました争議行為の方法の規制に関する法律案に対しまして、全労働組合が、先ほど社会党議員から申されたごとく、猛烈な反対運動を展開していることについて、どういふようにお考えになるか、お伺いいたしたものであります。単に苦しいときの改進黨頼みですか、(笑)そういうような気持ちで、私も外聞も忘れまして、単に改進黨の修正案に組つておれば切抜かれるのだという政治感

覚を、(「そうだ」と呼ぶ者あり)今後持ち続けられるかどうか、お伺いいたしたものでございます。(拍手)  
○國務大臣(河井廣八君) 回答をいたします。  
今国会に提出いたしましたいわゆるスト規制法案は、前内閣の提出いたしましたものを踏襲いたしましたものであります。只今御指摘になりましたように、これを臨時立法の形にいたしました点では、前内閣の時のものと異なつておるのであります。これは前国会の衆議院におきまして改進黨の修正案が可決されました。それを採り入れたものであります。併し本法案の基本的性格につきましては、前国会に前内閣が提出いたしましたものと同じく、昨年の電産、炭労の長い大規模なストライキの苦い経験に鑑みまして、従来とも社会通念をいたして不当或いは妥協ならざる争議行為であるとされておりましたその方法の範囲を、ここに更に明確にするものであります。趣旨におきましては前と同一でございます。(拍手)

○國務大臣(小坂善太郎君) 回答いたします。  
先刻藤田議員に対する答弁中、不十分な言辭がありましたから、取消しします。  
なお石川議員にお答えいたしますが、質問の第一は、本法案は不当又は妥協ならざる争議行為の範囲を明確にするものであると言ひながら、スト規制法と称するのはどういふ意味かというところでございます。これに對しまして

のお答えをいたしますが、本法案が、従来とも、社会通念上、不当或いは妥協ならざる争議行為の範囲を明確にするものであることは御指摘の通りであります。併し、このことは、言葉を換えて申しますと、憲法第二十八條の争議権が公共の福祉によつて規制される範囲を明確にしたということでありまして、かかる意味合いからいたしまして、本法案の題名を争議行為の方法の規制に関する法律といたした次第であります。  
なお、関係組合におきまして只今議題となつておるこの法案に関連して自衛声明があつた場合どうするかというこの御質問がございましたが、関係組合におきまして、公式な立場において、ここに議題となつておるような公益を害する争議行為はなすべきでないという自衛声明を発することが仮にありますれば、当然これは考慮せねばならぬ、こう考へております。  
なお、法案を提出するに當りまして、労働組合側を無用に刺激し、紛争を生ぜしめておるのは、政府の無策によるものではないかということでございます。併し、政府といたしましては、労働間に健全な慣行が確立されることを期待しつつ本法案を提出しておるのであります。本法案の趣旨にも、やがては当然のこととして一般組合員の理解されるようになる時代が来ると確信し、又それを期待しておるものであります。併しながら、先ほど申し上げましたように、政府といふものは国民全体に對して責任を持つ立場でございますから、こうした公益を害する虞れが現実にとすれば、それに対しては、こうしたものは公益を害する

ものであるから不当であるという範囲を明確にせざるを得ない立場であるといふことを御承知願ひたいと思ひます。(拍手)  
○國務大臣(河井廣八君) 堀眞琴君。  
堀眞琴君 質問、(拍手)  
堀眞琴君 私は、只今議題となつております電氣事業並びに石炭鉱業に於いてのスト規制に関する法案に對しまして、無所属クラブの一員として、並びに労働者の立場において、以下若干の質問をいたしたいと思ふのであります。  
先ず第一に、なぜ本法案を単独法の形において提案したかという理由を尋ねたいのであります。従来、労働関係の調整に関する規定は、労働組合法、労働関係調整法等、いわゆる労働法規を以てこれをいたしておるのであります。これは言ひまでもなく憲法上保障された労働権を擁護するといふ建前に立つと同時に、政府の権力を飽くまでも介入せしめないという立場に立つて規定せられておるものと考へるのであります。ところがこの法案は、労働三法とは関係なしに、単独の法律案として上程されているのであります。その理由を見ますといふと、本法案は、労働関係の調整とは別個に、専ら公益擁護の見地から争議行為の正当性の範囲を必要限度で明らかにする、こういう説明が附いておるのであります。併しながら、争議行為の正当性の範囲は、すでに労働組合法、労働関係調整法等によつて、これは明確に示されておるのであります。これを別個の法律案として上程した意味は、私どもには必ずしも明確ではないと思ふのであります。而も政府のこの法

案を上程いたしました意図は、例えば労働関係調整法におけるところの緊急調整等では極めて手ぬるい、そこで、これを政治権力を以て取締ろうとするといふ点にあると察することもできるものであります。若しそうとするならば、労働の対等な立場、自主的な解決という本来の争議解決の方法を無視するものと申さなければなりません。而も政治権力でこれを取締る結果は、労働法規の死文化するといふことも考えられる次第であります。この点に關しまして私は首相並びに労働の所見を伺ひたいのであります。

第二には、本法案は大資本を擁護するところの反動立法ではないかといふ点についてお尋ねしたいのであります。言ひまでもなく争議権は憲法上に保障された労働権の中核であります。争議権を伴わない労働権といふものは全く無意味だと申さなければなりません。勿論、争議権の行使に當りまして、何らかの損害を経営者並びに第三者に与えることは避けることができません。労働法では、第七條に、争議行為といふものは、ストライキであるとか、サボタージュであるとか、或いは作業所の閉鎖であるとか、その他労働関係の当事者が、その主張を貫徹するため行ふところの行為であつて、業務の正常な運営を阻害するものが争議行為である、このように書いてあります。この観点から申しますならば、争議行為を我が正当性を持つものとして認めなければならぬことは言ひまでもないと思ふのであります。而も本法案は、電氣、石炭同業の公共性、特殊性といふことを強調いたしまし

昭和二十八年六月二十九日 参議院會議録第十五号(その一)  
電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)に対する質疑

電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)に対する質疑

電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)に対する質疑

電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)に対する質疑

電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)に対する質疑

電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)に対する質疑

電氣事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)に対する質疑

昭和二十八年六月二十九日 参議院會議第十五号(その一)

電気事業及び石炭産業における労働行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(題旨説明)に対する質疑

一三八

て、労働者の争議権を抑制しようといふたしてあるのではありません。果してこれが正しいものであろうか。なお、この公共的な性質、特殊性といふことを強調するならば、すべての事業は恐らく公共性を持たないものはないと申しても差支ないと思ふのであります。従つて、その観点から申しますと、このスト規制法は更に拡大される危険を持つ点を我々は心配しなければならぬと思ふのであります。又一層大事なことは、これらの企業が私的所による企業であり、そして資本家的な経営によつて行われている事業であるといふことを、我々は指摘しなければならぬと思ふのであります。こういう観点から申しますならば、一方の財産権は尊重するが、勤らく労働者の労働権は抑制する、こういう点が極めて片手落ちなものでしてここに現われて来ると申さなければなりません。この点に関する労働省の御意見を伺いたいのであります。

第三にお伺いしたいのは、公共の福祉とは何かといふことであります。従来の立法例、特に一連の反動立法を見ますと、いふと、基本的人権を制約するものが公共の福祉である、言わば基本的人権に対してより高い概念が公共の福祉である、こういう工合に考えられて来たのであります。若しもそうとすれば、憲法上に保障された永久の不可侵権としての基本的人権といふものは全く意味がなくなると思ふのであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)結局、基本的人権そのものを制約するのは公共の福祉ではなくて、公共の福祉といふのは基本的人権の行使に対してこれを調整するものだと考えなければならぬのであります。このことはどういふ点から出て来るかといふと、「公共」の「福祉」であるといふことであります。即ち「公共」といふのは、一人とか或いは一部のことを指すものではありませんが、各人であるとか、或いは国民であるとか、或いは共同体といふ意味を持つものである。それから又福祉といふのは、単なる便宜であるとか利益であるとか、そういうものを指すものではありませんが、各人の生活が豊かになることが福祉であります。このことは、外国の諸文獻、特にヴァーグニア・フランスの人権宣言或いはその後のヨーロッパの憲法の文獻等において明確に示されておることであります。然るに政府の考え方は、この公共の福祉といふものを、単に公共の便宜といふ考え方で押し切ろうとしたのであります。成るほど電気がとまれば我々の生活は非常に不便であります。電車がとまれば我々の生活は確かに不便を感じるに違ひありません。併しこれは一時的の不便でありまして、そのために基本的人権を制約するといふことは全く不当だと申さなければならぬのであります。更に我々の重大な関心事となつてゐるのは、公共の福祉の名の下に権力の濫用が行われてゐるということです。権力によつて労働大衆の福祉が踏みにじられ、大衆の基本的人権が無視される、むしろ権力そのものが公共の福祉に反するのだと申さなければならぬのであります。(「勿論」と呼ぶ者あり)この点に關しまする首相の意見並びに労働の御意見を伺いたいと思ふのであります。

最後に、法案第二条に言うところの

「電気の正常な供給」とは何を言うかといふことについてお尋ねしたいのであります。正常な電気の供給を差止めるような行為は不当である、こういうのであります。その限度は何であるか。とりよつては如何にやうにでも拡張解釈ができるのであります。而もその解釈者は、第三者ではなくて、権力を握つてゐるところの政府であります。若しそうとするならば、その結果はどうなるか、もはや言うを要しないと思ふのであります。結局は全面的なストの禁止にならざるを得ないと思ふのであります。更に、今日、電気の供給といふものは真に適正に行われてゐるか。大口需要者に対しては極めて低廉な電気料金を以て電気を供給してゐる。特に軍需関係或いは戦艦軍関係に対しては殊更に安い料金を以てこれを供給してゐるのではありませんか。ところが、一般消費者、小口需要者はどうかと言ひますと、これには高い料金を課してゐるのではありませんか。果してこのやうな状態で電気の正常な供給が行われてゐると申すことができるのであります。

もう一つ見逃すことができないのは、電産ストや停電スト等に携わる人員は、全電産労働組合員の中では極めて少数である、少数であるからこれを制限しても差支えないのだ、このやうに説明いたしております。併しなから、少数であればその権利を禁止してもよいという理窟は、どう考えても私どもには納得できないのであります。これらの点に關しまして労働大臣の御所見を伺いたいのであります。(拍手)  
〔国務大臣(小坂善太郎) 答へを申上げます。〕

スト規制法をどういふわけで単独法として出したかといふ御質問でありましたが、これは先ほど来申上げましたやうに、従来、争議の行為として正当でない、或いは不当ならざるものとしてありました行為を更に明確にする必要を感じたために、最小限度に争議権を制限するといふやうな考えから、この法案を考へたのであります。昨年の炭産、電産のストの国民生活に及ぼす影響が余りに甚大でありましたので、こういう法案を提案をいたすことになつた次第は、たび／＼繰返して申上げた通りでございます。

次の御質問の、憲法が国民大衆に諸種の基本的人権を保障してゐることは改めて申上げるまでもないのであります。ところが憲法はこれらいろいろある基本的人権の調和といふことを予想してゐるものであります。一つは権利が無制限に行使されるということとは認めておるところではない。そこには公共の福祉に反しないやうにといふ限界がおのずからあるものであります。従ひまして、基本的人権の行使も、憲法の予想する諸種の人権の調和を破り、公共の福祉に反するやうな場合には、当然に制約を受けるものと考へられるのであります。(拍手)  
〔国務大臣(小坂善太郎) 答へを申上げます。〕

○国務大臣(小坂善太郎) 副総理から答へられましたこと以外の点についてお答えを申上げます。

争議権こそは一切の労働権の中核をなすものであるけれども、本法案は、電気事業及び石炭産業における争議権を制限する理由が極めて薄弱であつて、且つ使用者を不当に擁護し、労働者を不当に弾圧するものではないかと、御質疑でございますが、本法案

は、繰返して申上げますやうに、従来とも社会通念上不当又は妥當ならざる争議行為の範囲を明確にしたものであるから、使用者を不当に保護し、労働者を不当に弾圧するといふものではございません。又現在なお一部におきましては、かかる争議行為を正當なりと考へてゐるものもあるのであります。昨年の苦い経験からいたしまして、公共の福祉の擁護のために本法案は必要である、こう考へておるのであります。

次に、本法案の第二条中に「電気の正常な供給」といふことがあるが、これは何を意味するか。又その限界如何。更に、電産スト、停電ストの場合に、そこに携わる人員は極めて少数であるから、その権利を抑制してもよいという理由が、電気の正常な供給が必ずしも適正に行われていないと考へる観点から申しておかれないかと、こゝに御質疑でございます。『電気』の正常な供給』とは、旧公益事業令の定めに従ひまして、電気事業者の適法な指揮系統に服して電気を供給するといふことを言うのであります。渾水時には渾水時なりに、法令に従ひ、事業者の指揮に従ひ、電気の供給を調整することが、正常な供給であります。停電スト、電産ストに携わる人員は少数であるのみならず、争議の当事者の損害は、第三者たる需用者が不可避的にこうむる物質的・精神的損失に比して極めて僅かなものであります。この点、電気事業の公共性に矛盾すること甚だしき争議手段であり、公共の福祉の擁護のためには到底許されざるものであると考へておる次第でございます。

○議長(河井彌八郎) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了いたしましたものと認めま

# 官報

号外 昭和二十八年六月二十九日

## ○第十六回 参議院會議録第十五号(その二)

○議長(河井彌八君) 日程第二、國務大臣の演説に關する件、(第二日)

去る二十六日の緒方國務大臣の外交に關する演説に対し、これより順次質問を許します。小林政夫君。

「大臣がいよいよやないか」「大臣はストしたのか」「閣僚大臣はどうした」「外務大臣はどうした」と呼ぶ者あり」

○小林政夫君 外務大臣の出席を要求します。

「總理を呼んで来い」「定足数が足りない」「岡崎、木村どうした」と呼ぶ者あり」

○議長(河井彌八君) 小林政夫君。

○小林政夫君 外務大臣はすぐ見えるのですか。

○議長(河井彌八君) 只今出席を要求しております。直ちに見えるはずに承知しております。

○小林政夫君 それでは待たせてもらいます。

「議長、定足数が足りません」「休憩休憩」と呼ぶ者あり」

○議長(河井彌八君) 外務大臣が出席

いたしました。改めて小林政夫君の発言を許します。

「小林政夫君登壇、拍手」

○小林政夫君 MSAに關して若干の質問を試みんとするものであります。が、政府がMSAに關して二十四日に米國政府に質問したのに対し、二十六日に米國政府から回答があつた。この重要案件に対するアメリカのスピーディな回答は、日本の政府の以て範とするに足ると思ふのであります。政府が、平和条約、安保条約、行政協定締結の際に示した秘密主義を捨て、今回この段階において往復文書を公表したことは、従来の秘密主義外交を改めて、國民と共に外交を固めようという態度への一歩前進として、同慶に堪えない次第です。(なか／＼そうじやないよと)呼ぶ者あり」私は、以下率直に、何らの味を付けずに、端的な質問をいたしますから、今の秘密外交を清算をして、國民と共に外交をやるという態度への一歩前進として、政府も率直なる御答弁を願いたい。特に首相、外務大臣、大蔵大臣、通産大臣に質問は關連いたしますが、私自身といたしまし

ては特別に指名をいたしませんから、政府において最も適當と考えられる閣僚大臣に御答弁を願いたい。

第一点は、吉田首相は衆議院予算委員會で、アメリカの回答書を見て、現在のところMSA援助を受けて差支えないと思ふと言つておりますが、政府はいよいよMSA援助受諾を前提とする具體的折衝に進むこととなつたと了解して差支えございませんか。

第二点は、援助の目的について政府は、国内の治安と防衛を確保することにあるとして、本質上、国内治安と異ならないと解される表現をしておりますが、これに対し米國は、国内治安を維持することに附加し、特に平和条約第五條(C)項を想起せしめて、自衛的な個別的及び集團的自衛権の一層有効なる行使を可能ならしめることとしておりますが、これは明らかに、国内警察権の範圍を越えた、國際的意義を持つ個別的及び集團的自衛権を持ち出しておるのであります。個別的自衛権の行使を一層有効ならしむるということとは、結局は自衛軍を作ることに導かれるものであります。集團的自衛権を一

層有効ならしむる道は、國際的集團防衛組織の強化に通ずる道である。自衛的という言葉を使つておりますが、米軍の占領行政を身をもって体験した我々には却つて甚だしく不愉快に感じられ、むしろ反語、アイロニーにとれるのであります。政府は、自衛軍造成の決意をきめなければこの援助を受入れられぬと思ひますが、どうですか。米國は援助条件に、自衛のため以外に日本治安維持の部隊を使用することを要求しないと言つて、間接詭法で、保安隊等の国外派遣を求めないと言つて、現段階では解される言ひ方をしておりますが、集團的自衛権を一層有効ならしめるために、國際的集團防衛の組織の強化を達成するためには、先に述べたアイロニックな自衛的で保安隊等を国外に派遣することにならないかどうか。

第三点は、政府は我々の見解と同じく、經濟の安定と發展を防衛能力強化の先決条件だと言つておる。これに対して米國は、經濟の安定が自衛能力発展のために考慮されるべき必須条件だとしておる。即ち、政府は經濟安定を前提としておるのに対して、米國は並行的にやつて行くべきであるとし、日本における域外關連の増進を以て經濟安定の補強をするという考えのようであります。MSA援助は永久に継続されるものでもなく、又、日本における域外關連は一時的のものでありますから、援助を受けるとしても、それは勘

定外収入として、經濟自立達成の熱意を失わず、強力なる施策の展開をなすべきだと思ひますが、どうであるか。

第四、MSA資金及び域外買付資金による国内充注に對する兵器産業育成のために、只今目下提案されておる二十八年度予算の財政投融资等の内容を變更する必要があるとはいふか。

第五、MSA援助を受けることによつて米國との關係はますます密接になります。が、經濟自立の恒久的方途の一環として、貿易規模の拡大のために中共貿易打關についての熱意は失うべきではないと思ひますが、どうですか。

第六点であります。MSA援助を受ければ日本にもカントリー・チームが置かれるのであります。が、その構成はどのようなるものであるか。その任務は、MSA援助の有効使用のための監督指導に限られるべきであるとしても、その職務範圍を擴張解釈いたしますと、内政干渉の虞れも出て来るのであります。MSAの第五百十六條の規定によると、自由企業の勧奨といふことのために、米國は被援助國の政治經濟體制に干渉するようないふこともあり得るようと思はれるのであります。が、(その通りだ)と(呼ぶ者あり)日米通商航海條約が締結されれば、それらの要件は充たされたものとして済むのか。或いは通商航海條約は結んだが、その第十八條にある自由企業の建前を、その援助を盾に取られて積極的に推進され

るのかどうか。一億ドルや二億ドル程度の金でとかく内政干渉がましいことをやられるならば、貧乏したと言つても、日本はその程度で金で自主権を失うほど落ちぶれてはいないのだと言ふような人もありますが、援助額も、二年、三年と積ると、なか／＼簡単には返せなくなるのではないかと。

第七点は、援助額は新聞の報道によると一億一千五百万ドルとも言われておるし、又一億五千万ドルとも報ぜられておりますが、一体正確な金額はどれだけのなか。

第八点として、援助は現金で受けられるのか。我々が若し受けるとして望ましいのは現金だ、そうして国内で生産調達されることが望ましいのでありますけれども、万一受けるとする場合にはその援助の内容はどうなんだ。

第九点は、米國は、日本が援助を受ければ、日本における域外調達が増進するだろうと言つておりますが、その域外調達の金額はどの程度と予想されるのであるか。或る新聞には、日本への直接援助分と合して六億ドルになると報ぜられております。

第十点、援助計画、即ち援助額によつて、如何なる兵器、物品、役務を支給し、又は生産調達するかということ、は、アメリカが一方的に決定するのか、日本の自主的な受入れ計画が認められるのかどうか。それは実施細目協定の内容になるのであるか。

第十一点、MSA資金及び域外買付資金による国内発注は間接調達方式が採用されることが望ましいのであるが、間接調達方式は採用されるかどうか、従来のJPAを利用する直接調達となるのであるか、直接調達と間接調達とを問はず、その資金による兵器生産は駐留米軍の管理工場にするのか。或いは純然たる民間工場であるのか。又、國營にして、曾つての陸海軍工廠のごときものを設けてやるようになるのか。

第十二点、MSA援助の財政的処理はどうするのであるか。見返資金特別会計のごときものを作つて國の予算に計上するのであるか。或いは日本銀行に円回転基金を設けるのみで、予算措置を講ずる必要はないのであるかどうか。

財政のことに触れて、ついでに今朝の毎日新聞の報ずるところによると、デルガード比上院外交委員長は、毎日の記者の問に對して、即ち毎日の記者の「フイリピンは米國のMSA援助を受けて喜んでゐるか」という問に對して、「その通りだ。併しその援助額に相当するだけの國家予算を出す義務が伴う。そういうことが条件となつておるので、なか／＼幾らでも援助を受けたいのだけれども受けられない。このやうな答弁をデルガードさんがしております。一体、MSAを讀んでみて、ちよつとそういう規定は見当らないか。

いように思ふのですが、果してそういうことがあるのかどうか。協定の折衝の過程においてそういうことが条件として入れられるかどうか。

第十三点は、政府は、本年度は保安隊の人員を増強せずに、その装備を強化すると今日まで言明をしておりますが、MSA援助を受けた場合においてはその言明はどうなるのか。今日までの言明通り、数は据へ置いて質を強化するのか。で、質を強化するだけだとするならば、二十八年度予算で予定していたものにプラス援助額分が加わるだけ一層の装備強化になるわけであります。衆議院の予算委員會の答弁等から一応推察すると、初年度二兆円、一カ年の維持費が八千億円程度にしなければ、日本を防衛するに足る軍備とは言えないといふやうに政府は思つておるやうにとれる発言、質疑応答のやり取りもあるわけでありますが、そのMSA援助によつて、日本の経済力以上に装備を強化された十一万の保安隊は、部隊として近代戦に堪えざるものは戦力にあらずといふ吉田政府の戦力解釈に従つても、部隊として近代戦に堪え得るものであれば、その数は少くとも、戦力単位であるからには憲法九条に抵触することとなるのではないかと。

以上十三点に亘つて質問をいたしました。が、要は、いやくもMSA援助を政府は受けたいことであるならば、

ば、今までの自衛力漸増に對する政府のあいまいなる態度をこの際一掃しなければならぬ。保安隊長官が防衛力五カ年計画といふやうなものであると言つたり或いはないと言つたり、そのふら／＼した態度では、とても今後の日本のこの防衛力問題については対処できないのではないかと。政府は堂々として所信を表明し、國民と共にこの自衛力漸増の問題を考えて行くという態度をとらなければならぬと思ふのであります。政府があいまいなる態度でふら／＼腰のやうなものであるから、國民も又それについて迷うのである。いやしくもMSA援助を受けると決心するからには、この自衛力漸増の問題に對して確固たる信念を政府は披露し、又その漸増の計画もはつきりと國民に示すべきであると思ふのであります。

以上の要請を付して質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(緒方竹虎君) お答え申し上げます。

總理大臣が先般衆議院の予算委員會におきまして、MSA援助を受入れても差支えないやうに思ふと答えましたのは、これはアメリカ側からの回答が来た殆んどその直後でありましたので、その回答を見たときの印象を申し上げたものであります。援助を受諾するという政府の意向は、國會及び輿論の趣向を察しました上で決したいつもりでございます。

それから、MSA援助を受けるについては、結局、政府は自衛軍創設の決意を定めなければならないのではないかと御質問に對しましては、御質問の治安維持のためには保安隊が現にありまして、又いわゆる直接侵略に對する防衛は安全保障條約によつて確保されておりますので、MSA援助を受けるといたしまして、お説のやうな自衛軍創設の必要はないと考えております。

それから、MSA援助を受けることによつて、我が國の内政に干渉される虞れはないか。これに對しまして、要は政府の態度次第であります。内政干渉になるやうなことを認めないことは、政府としては勿論でございます。

それから、MSA援助は一時的のものであるから、これは勘定外収入として、経済自立達成の熱意を失わぬやうに強力に施策の発展をすべきであるという御意見に對しましては、政府といたしましては全く同感でありまして、飽くまで経済自立体制の確立のために諸施策をこの上とも強力に推進して参りたいと考えております。

それから、MSA援助による保安隊の増強はどの程度かという御質問であります。が、保安隊の増強は日本政府独自の問題でありまして、MSA援助を受ける場合でも、我が國の政治的経済的安定及び経済能力を考慮しなければ

それから、MSA援助によつて中共貿易打開の熱意が失われるのではないかと、御質問であります。政府といひましては、自由主義諸国と協力する建前上、対中共貿易の統制を行なつて参つたのであります。が、統制可能な範囲内におきまして、その統制を緩和するのに最大の努力を従来して参つたのであります。MSA援助を受けることといひまして、この統制を強化する必要は勿論少しもない、さように考えております。(拍手)

〔国務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕  
○国務大臣（岡崎勝男君） 只今の緒方副総理の御答弁以外の点を申し上げます。

平和条約第五條(C)で固有の自衛権  
 ということを言つておる。これにつ  
 いての御質問でありますが、この平和  
 条約の第五條の(C)というのは、勿論、  
 条約ですでに認められております日  
 本の固有の権利となつております。こ  
 れを使うか使わないか。これは日本の

国内の経済情勢その他にも関連がありまして、従つて「自覚的」という文字を使つておるのでありますから、これに何ら日本政府なり日本国が縛られる理由はないのであります。ただ、日本の権利として留保しておくというだけのことでありますから、これによつて、例えば保安隊の海外派遣が起るであらうというようなことは、到底、私には考えられないのであります。

ありますが、類は勿論これは交渉して  
みなければわかりません。援助の内容  
につきましては、これは広義に解する  
のと狭義に解するのと違ひまして、狭  
義に解しますれば、直接、保安隊とか  
海上警備隊に渡される武器その他の種  
類のものでありましようし、又それに  
類して、例えば日本国内で調達して保  
安隊に渡すものも、同じ性質のものに  
属するものと見て可い。

險等に遊ず同じ種類のものがあつたし  
 ようと思ひます。広義に解釈すれば、  
 これに域外調達の額が入りましよう  
 し、又今後は例えばポイント・フォア  
 によつての他の国に対する援助の一部  
 が日本の関連事項になり得る場合もあ  
 ると考えております。

それから受入計画はどうだというお話であります。これは両国の協議事項になると思ひまして、日本の実情については、十分説明するつもりであります。

なお、域外關連につきましては、これが間接の注文であろうか、直接の注文であろうか、又日本に何か特殊の工場を設けるようなことになるかどうかというようなお話であります、こゝ

なお、MSAを受けるにつままして、予算との関係はどうかというお話であります。これは今までの研究では、一応予算とは関係なく進み得るものと思っておりますが、いざれ交渉してみました際に、こういう点は更に明らかにいたしますが、こういういろいろの問題がありますので、だんだん

す、それに基いて実際これは受けて  
ん交渉の過程において明らかなりま  
す、それに基いて実際これは受けて  
差支えないものであるか、それともな  
かなか受けられないものであるかとい  
う判断の材料になつて、最終決定が行  
われることと考えております。

〔政府委員愛知揆一君登壇、拍手〕

○政府委員(愛知撥一君)　すでに答弁がございましたところで十分カバーされておると思うのでありますが、只今のお尋ねの中で、援助資金の経理はどうするのであるか。例えば特別見返資金

を作らなければならないことになるのではなからうか。或いは又、援助額の全部と管理費を總括する場合と、管理費のみを別にする場合があると思われるが、そういうたようなろくの場合

それから自立経済の確立については、依然として努力を進めて行かなければならない点は同感でございますが、本年度の予算におきまして、財政投融资の規模及び内容をこの関係で変更する必要があるかどうかというお尋ねにつきましては、当面におきましては、これを変更する必要はないものと考えております。(拍手)

〔中田吉雄君、小林政夫君、発言の許可を求む〕

○日田百餘里 鐵馬三千里

●中田吉雄著 講壇を見ずと 定房  
数が欠けておるようですから……。

● 諸君は、この本を、**「お金の教科書」**と読んでください。

○小林政夫君 私の質問に対しておお

むね答えられておりますが、通産大臣からも御答弁を願いたい。

○陸奥(河井彌八君) 通商産業大臣は

本日病氣欠席でありまして、これは他日説明することと考えております。

○小林政夫君　そろいふりに了承します。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕

○中田吉雄君 私は日本社会党を代表いたしましたして、MSAの援助に関しますして若干の質問をいたしたいと存じます。

〔中田吉雄君登場、拍手〕

田吉雄君 私は日本社会党を代表  
いたしました、MSAの援助に關しま  
す若干の質問をいたしたいと存じま

先ず第一に、讀和苑勃後の日本外交の基調につきまして吉田総理の御所見をお伺いいたしたい。吉田内閣は、去年六月二十六日、日米交換公文を発表いたしました。M S A援助の受諾の意思のあることを表明いたしました。いま一つの新たな対米外交協定を結ばうとされています。元來このM S A援助は、アイゼンハワー大統領の、「アジアの戦いはアジア人の手で」という、中

ソ兩國を假想敵國といはしました着き返し政策の一環としての対日備兵再軍備であり、新たなる対米追隨外交以外の何ものでもないわけであります。

四月二十八日講和条約が発効いたしました。が、一体我が国は何を得たでございましょう。全国数百万所に亘りますところの膨大な軍事基地をアメリカに引き渡す、而もその半数は永久基地であ

る。更に行政協定等によつて広汎なる主権の制限を受けているわけであり、従つて独立とは単に名のみであります。今や我が國はアメリカの軍事的植民地であり、政治的な從屬國と言

われても仕方がないわけでありました。実に講和条約の発効は、占領からの解放ではなくして、新たな占領の発足と言わなくてはなりません。併し、かかる状態は、光榮ある日本民族の到底長く受諾することのできないものであります。従つて、現在とるべき我が国外交の基本方針は、ヨーロッパ並びに東南アジア等において試験済みの懸評噴々たるもののMSA援助の受諾ではなくして、講和、安保条約並びに行政協定等の改定による主権の回復であり、(拍手)それが一切の外交交渉の前提条件であると存する次第であります。然るに吉田内閣は、そのような主権回復の措置をとらずして、対米従属の度合を一層強くするところのMSA援助を受諾せんとするごときは、独立外交の本末を転倒するものであつて、我が党の深く遺憾とするところでありました。(拍手)この点に關しまして、吉田内閣の講和後の外交基調について御所見をお伺いしたい。

第二に、MSA援助の生みの親とも言ふべきアメリカの外交政策そのものに對する吉田総理の御所見をお伺いしたい。即ち、MSA援助は、アメリカ外交の基調たる対ソ封じ込み政策或いは巻き返し政策の生みの子であります。従つて、我々がMSA援助を受くべきか受けてはならないかということを決定いたします前に、先ずこの外交政策が正しいかどうかということをお

定いたさなくてはなりません。我が党は、共產主義の諸國に對して無數の軍事基地を持つところのいわゆる基地外交、或いは力の外交は、適切な共產主義政策ではなくして、かかる政策の強行は結局第三次世界大戦へ導くものであるという観点からいたしまして、強く巻き返し政策に反對するものであります。特に、ソ連に對しましてはめられておる包圍政策は、日米戦争を起したところのABCD同盟によりますところの対日包圍政策と全く同様であることを思ひますならば、この間の事情がわかるわけであり

す。最近アメリカにおきまして日米大戦に關する数多くの研究がなされ、そしてアメリカの対日包圍政策が日米大戦を勃発せしめたのであるという意見が極めて多いわけでありました。特にピアード博士のごときは、「アメリカが日本に對して経済的制裁を加えたことが日本をして必要原料を獲得するために武力を用いざるを得なくしたのである。ルーズヴェルトは日本と協定を結ぶべきであり、経済的制裁を放棄してアジアから手を引くべきであつた。然るにルーズヴェルトは、日本に最後通告を發し、日本をABCD諸國の同盟を以て包圍したのであるから、パール・ハーバー攻撃の責任はルーズヴェルト政府が負ふべきものである」と言つて、包圍政策の危険を指摘しているわけであり

す。吉田内閣は對ソ包圍政策に協力して

ていますが、私たちは、今、日米戦争が何によつて起きたかということについて十分反省することが必要であると思つてござりますが、吉田総理は日本民族の一人たるの良心に問うて敗戦の原因はいずこにあつたか、そして又、ABCDラインの包圍政策が日米戦争に如何なる影響を及ぼしたものであるか、そして又、對ソ包圍政策といふものがABCDラインの包圍政策と同じ運命を辿らないものであるかどうかということについて、はつきりした御所見をお伺いしたいのであります。

更に又、アメリカの封じ込み政策の一環たるところの北大西洋同盟条約、或いは歐洲防衛共同体条約等は、アレス長官の言を以てしても、死んではいないが、眠つてゐるというような状態でありまして、アメリカの世界政策は今や破綻の危機に瀕しておるわけでありました。このような情勢に對して我が國も対米追隨外交を強力に是正すべきものであると思つて、MSA援助は世界の動向に全く反するものであると思ひますが、この点についての御所見をお伺いしたいと思つてあります。

第三に、MSA援助の審議に對する前提として、アメリカ議會におけるこれに關する連記録の提出と、証人として新木駐米大使の召喚が必要と考へられますが、吉田総理はこれに對して応ぜられる用意があるかどうかお

伺ひたいと存じます。アメリカの前國防省の軍事援助局長ジョージ・オムステッド少将は、すでに三月十一日、「これまでMSAが要求する双務協定を作るために日米間に検討及び交渉が進められてゐる」と述べておりまして、私たちも秘密裡に重大なる折衝が行われてゐることは早くから察知したわけでありました。然るに國會におきましては議員のしばしばなる質問に對しましては強くこれを否定し、あまつさ

え六月二十三日には「米國はこれまで日本との間にMSAに關する双務協定の交渉を行なつたことはない」といふアメリカ國務省のスポークスマンたるホワイト氏の援護辯解を求めている。外國の応援によつて國會を切掛けようとするがごときは、まさに吉田内閣の醜態と言わなくてはなりません。(拍手)然るに、その否定があつた翌二十四日、アメリカ政府に質問書を送り、翌二十六日折返し回答があつたといふことがときに至りました。まさに國民を愚弄するも甚だしいと言わなくてはなりません。(猿芝居だ)と呼ぶ者あり、(拍手)かかる日米兩國政府の馴れ合いを以ていたしまして、自由黨員はごまかすことはできるかも知れませんが、断じて國民を欺くことはできないわけでありました。(拍手)アメリカ議會では、この六月十九日の下院本會議で四十九億九千万ドルの對外援助案を可決いたしていますが、この三

月以來二十七回の閣議を開き、十分なる審議を尽し、千三百ページに及ぶところの膨大な連記録が作成されたと言つてゐます。これを知らぬ存ぜぬの吉田内閣の外交と比較いたしてみますならば、全く雲泥の差と言わなくてはならないわけである。併しな

安の維持以上のものであります。自衛権のためでも軍隊を保持することができず、又交戦権を放棄したところの、現行憲法に対する重大なる違反であると思ふが、これに對しまするお考えをお伺ひいたしたい。特に、アメリカの連記録によりますと、ウッドMSA長官代理は、「この協定の成立に際し、若し必要とあれば日本側の憲法改正という事前の処置なしには、一九五四年MSA計画に含まれてゐる対日援助費が支出され、兵器が日本に渡されることではない」という重大な発言をいたしてゐるわけであり、これらにつきまして、MSA援助の受諾と現行憲法との關係をお伺ひいたしたいわけであり、

第二に、六月十九日可決されました對外援助法には、「米國は北大西洋条約機構に當る太平洋防衛機構設置を指示することを約束する」という重大な附屬規定があるわけであり、そこで、お伺ひいたしたいことは、若しこの援助を受諾いたしますならば、將來アメリカが意圖してゐる太平洋の防衛機構に對して日本が参加することの義務を負ふものであるか、これに對するはつきりしたお考えを外務大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。

岡崎外相に對する第三の質問は、MSA援助受諾と基地貸与の關係であります。我が國は、昭和二十八年四月二十八日現在、七百五十六カ所、三億一

千二百万坪という膨大な軍事基地をアメリカに貸与いたしてゐます。これは曾て日本が極東全域を侵略いたした際の陸海空軍の二百余カ所に亘つたいわゆる軍事基地の數倍に當るころの基地でありまして、共產主義の侵略を防衛するといふことと消極的なものではなく、もつと積極的な、動的な、攻撃的な性格を有するもので、危険極まりないことと言わなくてはなりません。冷戦緩和の國際情勢下、当然減少いたしまして然るべきであると思ふが、MSA援助の受諾と基地の増減との關係は如何でございますか、お伺ひする次第であります。

次に、MSA援助と保安隊の海外派遣についてお伺ひいたしたい。アメリカの援助の目的は、同法第五百十一條A項の三のごとく、基地の貸与などのすでに条約上発生してゐるところの軍事義務の引受だけではないわけであり、MSA援助の根幹は、何といつても同法第五百十一條A項の四と五によるところの新たな軍事的義務の引受であると言わなくてはならないわけであり、そのためには保安隊や警備隊の海外派遣が要請される可能性があると思ふが、この点はどうかでありますか。特に、回答文のどこを探しても、日本の保安隊を海外に派遣しないという規定はないから、なお更そのような疑念があるわけであり、政府は回答文の「自衛のため以外に日本

の治安維持の部隊を使用することを要請するものでない」という点を指摘されるかも知れない。併し保安隊が治安維持の部隊であるという規定は、この回答文にはないわけであり、國民に再軍備反對の意向が極めて強く、又再軍備すれば憲法違反となるので、國民を欺き且つ連憲性を阻却する手段といたしまして、再軍備を假に保安隊と言つてゐるに過ぎないわけであり、このことは吉田・ダレスの合作であり、而もアメリカは保安隊は明らかに軍隊であると言つてゐるわけであり、すから、海外派遣の要請が起ることが多いと思ふわけであり、はつきりした御答弁をお願いいたします。

次に、防衛計画についてお伺ひいたしたい。MSA援助を受けるには防衛計画が必要となります。これは、去る五月三十一日、MSA援助に關しアメリカ議會を代表いたしました来日したマクナモン議員が、はつきりとしたマクナモン議員が、はつきりとした「防衛計画の提示が受諾の前提条件である」ということを言明いたしてゐます。この点について先ず外務大臣の御所見をお伺ひいたしたいと思ふわけであり、次に、木村保安庁長官は、去る六月九日九州で発表された防衛五カ年計画なるものを、本議場を通じて全国民に発表されたい。これに對する御所見をお伺ひいたしたいと思ひます。木村保安庁長官も日本人であるからには、外国人であるアメリカ人に

見せるものを、國民の代表である国会に発表できないという法は、よもやないはずでありますから、是非その提出を求めるものであります。(拍手)又、木村保安庁長官は、衆議院の内閣委員の理事會におきまして、正式にきめたものでなく、試案であるから、発表することができないといふことを言つておられます。併し、この七月一日から始まる一九五四年會計年度のMSA援助を受けるためには、絶対この計画が必要なのであります。それが未だ最終案が決定しないといふようなことは断じてあり得ないと思ふわけであり、自衛力増強方式をとり、現内閣としても、若しそれができていないといふことは、担任の大臣といたしまして怠慢のそしりを免れないと思ひますが、諸方副総理はこれに對しまして如何なる御処置をとられるでございましょうか。なお、アリソン大使は、日本に來ましてから、保安隊を十萬に増強するように強く日本政府に要請したという記事が出ていますが、果してそのような要請があつたかどうか。それに対する政府の御見解をお伺ひいたしたいと思ふのであります。

更に木村長官は、「自衛のための戦力は現行憲法によつても阻止されない」といふ意見があるが、これは相当煩瑣に値する」といふ重大なる御発言をなされてゐるが、一体その真意はどこに

あるかお伺ひいたしたいと思ふわけであり、政府は、從來、戦力とは近代戦を有効適切に遂行するに必要な裝備編成を持つた実力部隊だとして、かかる戦力を保持することは連憲であるといひしてゐました。併し自衛戦力合憲説によりますならば、戦力とは、裝備編成の如何にかかわらず、その行使する目的によるということになるわけであり、従つて、原子兵器を所有いたしましたところの近代的大部隊であつても、国内治安の維持を目的とするものであるといふなら戦力にならず、警察力であるといふことにならざるわけであり、政府はMSA援助を受けまして保安隊を増強いたしますことは、現行憲法においてはすでに限界に來たものでありますから、自衛戦力合憲説によつて我が國の憲法を無視いたしまして、事実上の再軍備を増強せんとする意圖に出たものであると推察されますが、(拍手)果してどうでありますか。はつきりいたして頂きたいと思ふわけであり、更に又一体かかる學説の主唱者は誰であるか、その御明示をお願いいたし存じます。私の知ります限りにおきましては、かかる見解をとるところの最有力なる人はアイゼンハワー大統領その人であり、即ち、アイゼンハワー大統領は、「若し軍事力が國運の決定或いは國運の下にあるところの地域的共同防衛機構によつて使用されるならば、日本が軍備

を持つても現行憲法に違反しない」という、重大な発表をアメリカ国会にいたしておるわけでありませう。我々はまさにアメリカ政府と日本政府とが現行憲法の解釈について馴れ合いをしていると言わざるを得ないわけでありませう。

(拍手)

更に、MSA援助を受けまして自衛力を漸増いたすといはしまするならば、何年後に日本の自衛力が完全に独立でき、アメリカ軍はいづ日本から撤退するか、その計画をお示し願いたいと思ふわけでありませう。

最後に外務大臣にお尋ねいたします。政府が相互安全保障法に基く援助協定を結ぶ際には、国会の承認を求められる意思があるかどうかをお伺いしたい。更に我が党といはしましては、批准条項を付しまして、調印の事後に承認するという形式には、強く反対するものであります。(拍手)それは既成の事実といはしまして強く承認を求めまして、日米間が必要以上に摩擦が起きるからであります。署名と同時に効力を発生せしめるよう、国内手続としては事前に国会の承認が求められることが現行憲法の趣旨に副うと思ふが、如何なる形式をおとりになるか、お伺いしたいと思ふものであります。

隣国に敵を作らない自主中立の外交政策が、何十万の軍備よりも、MSAよりか、我が国のために最大の安全保障

陣であります。かかる見地から、我が党は、イデオロギーを超え、中ソ兩國と国交を調整することが必要であると存じます。現に、中国とは二十六カ

国、ソ連とは五十数カ国が国交を回復してあります。中ソとの国交調整を好まないアメリカ自身が、ソ連とは国交関係を結んで駐ソ大使を置いてゐるわけである。MSA援助こそ、日本の安全にとつて最も大切なところの中ソの国交調整を不可能にするものであります。これがどうして安全保障でありませうか。不安全保障の最たるものと

言わなくてはなりません。我が国財政を破綻せしめ、且つ平和の経済の基盤を危うくいたしますところのMSA援助に強く反対いたします。私の質問を終る次第でございます。(拍手)

(國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手)

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

講和発効後の日本外交の基調について政府の所見はどうであるかという御質問であります。講和発効後、今日まで、集団安全保障の理念の下で、自由民主諸国と協力をいたし、アジアの平和、ひいては世界の平和に寄与せんとすることが、我が政府の外交方針であったのであります。今後ともこの方針を堅持して参りたいと考えております。かかる政策こそ、我が国の政治的経済的自立の達成、更に進んでは我が国の一層の発展のために最善の方法

であると考へておる次第でございます。それから、MSA援助に關連して、我が国の防衛計画が変りはしないかと御質問でありましたが、MSA援助につきまして具体的な話合ひは今後

の問題であります。現在、直接侵略に對しましては日米安全保障条約に基いて米軍がこれに當り、国内的には自衛力を漸増して行くという基本方針には、今後とも變りはないと考へております。

なお、アリソン大使から、日本の保安隊を十五万に増強する要請があつたのではないかと御質問でありましたが、こういう要請があつたという事実は承知いたしております。(噓言うなと呼ぶ者あり)

(國務大臣岡崎勝男君登壇)

○國務大臣(岡崎勝男君) お答えをいたします。

MSAは、現在、歐洲でも南北アメリカでも又東亞でも、多数の國が受諾してござりまして、これらの國々が別に米國の隣國國とは私は考へておりません。従いまして、MSAを受けたからといつて世界の大勢に反するといふやうな結論は出て来ないと思へております。なお、只今の共產國家を包圍する政策は、戦前のABC政策と同じやうな危険なものだといふお話であります。が、現在の自由主義諸國のやつておりますのは、共產主義の宣伝や共產化

運動を防遏せんとするものであります。前、前のABC政策とはおのずから異なる点が多分にあると思つております。(同じだといふ者あり)なお、MSAは、この制度は一九五一年に作られたものであります。アイゼンハワー大統領の巻き返し政策の提唱より遙か以前から始まつておるものであります。巻き返し政策の結果ではないのであります。

それから、日米間に何かあらかじめ交渉しておつたのじやないか、書簡の往復は馴れ合いではないかといふやうな御話であります。私の考へでは、交渉しておれば交渉しておるといふことを言つても、別に何も政府としては困ることはないと思つておるのであります。ただ、交渉もしてないのに交渉してゐるというわけには参りませんから、そこで交渉はいたしておらないと言つたのであります。オルムステッド少將の言明というのも違つておりますから、我々のほうから話をじて、あれを取消してもらつたやうなわけでありませう。

それから、MSAを受けると憲法違反になりはしないかという議論であります。が、私も、憲法違反になるなら、MSAにしろ何にしろ、これは受けることはできないと考へております。

なお、平和条約の第五條(C)項といふものは再軍備に通ずるものであつて、

憲法違反じやないかといふお話であります。が、平和条約はすでに両院の絶対多数によつて受諾されたものであります。が、これは日本の固有の権利を有するといふことを確認したものであります。何ら交戦権等を積極的に規定したものではありません。又太平洋防衛機構の設置を支持する約束が附屬協定にあるといふお話であります。が、そのやうな附屬協定とは何の附屬協定であるか私は知りませんが、聞いたことがないのであります。(速記録に出てゐるよと呼ぶ者あり)軍事義務を新たに負担するやうなことは、とにかく日本としてはしないのであります。

それから米軍に提供しております施設区域は、MSAによつて殖えるか減るかといふことであります。が、これは日米安全保障条約に基きまして、駐留軍の必要とする施設とか区域をその必要の最小限度において提供するものは、条約上我々の義務であります。が、これはいたしております。が、MSAとは何ら關係はありません。従いまして、MSAの受諾によつて増減するといふやうなことはないのであります。それからマクナソン議員から、防衛計画の提出が必要であるといふことで、私に對して提出の交渉があつたかといふお話であります。が、私はMSAの援助に關しましてあらかじめ防衛計画を出す必要は只今のところ考へてお

りません。マグナソン氏から提出の交渉などは全然ありません。(強く要請されたじやないか)と呼ぶ者あり)

MSAの協定は国会の承認を求めるかというお話であります。これはもう憲法学者の一致して申すところでありまして、いづれ国会の承認を求めようが、この協定の形式には、調印と同時に効力を発生するものと、批准によつて効力を発生するものと二種類あるのは御承知の通りでありまして、調印と同時に効力を発生する場合に、調印の前に国会の承認を求めるわけでありまして、批准後に効力を発生するものにありましては批准の前に国会の承認を求めるわけでありまして、現実にはこの協定がどういう形になりますかは、まだ交渉を始めておりませんからわかりませんが、原則論としてはさういふふうに我々は考えております。いづれにしても国会の承認を求むべきものと今のところは考えております。(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

○國務大臣(木村篤太郎君) 答えいたします。

私は防衛五カ年計画というよりも、のについて作成をしたこともなければ、又これを発表したこともないのであります。(嘘つけ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)もとより保安庁といたしましては、警備のことに關して、部隊の編成、これの訓練等につ

いて常に研究いたしておるのでありますが、今なおその結論が出ておりません。ただ私といたしましては、将来、日本の治安情勢の変化によつて警備力を増加しなければならぬ場合に當つて、どれくらい増加すべきであるかという一つの見当だけを付けたい、こう考えておつた次第であります。(それが計画じやないか)と呼ぶ者あり)そこで、この計画を立てるにつきましては、もとより日本の財政及び技術の各方面から検討を要するので、関係各省庁或いは大蔵省或いは通産省、経済審議庁と、ともく協議決定すべきものであります。その過程におきまして、私は今一応の心がまえをしておきたいというので、試案を作つたのでございます。この試案なるものは、もとより省議においてこれを決議したものでなければ、(出すか、出さないか)と呼ぶ者あり)或いは検討したものでもない、全く一つの試案に過ぎないのであります。これは公表すべきことを差控えたいと考えておる次第であります。

なお、第二の駐留軍の引揚げの問題であります。これは御承知の通り、安保条約第六条によつて安保条約の消滅の時期が書いてあります。(どこに書いてある、ないじやないか)と呼ぶ者あり)この時期が到来すれば、もとより駐留軍は引揚げるのであります。ところが、その前における引揚げの時期については、我々は今何らアメリカ駐留軍からの話もありません。又我々もこれをいつ引揚げてくれと申すことは差控えたい、こう考えております。(合意)説はどうしたと(呼ぶ者あり)

なお、言ひ残しました、申しました。私は、自衛のために戦力を持つことが出来るかどうかという議論については、これは自衛のためには戦力を持ち得るといふ有力な学説のあることは、中田君御承知の通りであります。(誰だそれは)と呼ぶ者あり)これはい

わゆる京都帝大の先輩であります佐々木惣一博士、その一派の半徒であります。最近そのうちの半徒が有力なる議論を発表されております。私はこの議論は賛成はいたしません。極めてこの、検討して、この中において十分な……(どういふところで賛成しないか)と呼ぶ者あり)つまり我々耳を傾けるだけの資料を手えております。それについて私は傾聴に値するといふことを言つたのであります。(精神分裂症だ)と呼ぶ者あり)もとより、現政府の見解といたしましては、自衛のためにも戦力を用い得ないといふことは、しばしば繰返して言明したところでありまして、(憲法違反だ)と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 愛知政務次官は「次官じやしやうがないよ」と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 愛知政務次官は「愛知政務次官は」

発言いたさないやうであります。加藤シヅエ君。

〔加藤シヅエ君登壇、拍手〕

○加藤シヅエ君 私は日本社会党を代表いたしまして、只今議題となりまして米国の相互安全保障法につきまして日米両国の政府間に交換されました公文書につきまして、質問いたしたいと存じます。

今日私どもが痛感いたしますことは、国を平和に榮えさして参ります上に、外交ということが如何に重要性を持つことであるかと存じます。

敗戦後の日本にとりまして、外交が若し当を得ていなければ、貿易は発展の道を塞がれ、八千万国民は生活を脅かされるのでございます。又、外交が、国の姿、国民の声を正しく代弁することができませんでしたら、日本国を民主的に発展させたいとの国民の願望は、いつしか軍人の泥靴で蹂躪されてしまふかも知れないのでございませう。日本に将来再び軍人が威張り出すやうな時代が出現いたしますならば、民主主義も、文化的な生活も、消えて行く朝霧よりも、はかない存在になるでございませう。今、日本が米國より相互安全保障法による援助を受けることは、万一まかり間違えれば、好むと好まざるにかかわらず、再び日本が軍国主義化される危険を孕んでおるが故に、我が社会党はこれに反対し、政府

当局の慎重な反省を要するものでございませう。

日頃何かにつけて余り敏速のようにもお見受けできない吉田政府が、MSAの援助のことばかりは大変なスピードを出しになりまして、吉田さんは、援助は受諾の方針と、先日衆議院の予算委員会におきまして河野密氏への御答弁がございました。只今、副総理が、これは総理大臣がそのときのお氣持の上で答弁なさつたので、政府としてはまだ確定をしたわけではないが、というやうなことを申しておられますが、それはともかくといたしまして、この日米交換文書発表の裏には、秘密外交の痕跡歴然たるものがあつたことは、誠に遺憾至極と申さなければなりません。(拍手)元來、外國との重要な折衝をなす場合、いわゆるサウデイングをなされることは、もとより当然なことではございます。只今、岡崎外務大臣もこのことにつきまして、自分

ば、國民の政府に対する信頼はもう少し高めることができたでございまして、うらものを、まるで、びつくり箱でもあけたような発表の仕方をなさいますので、吉田内閣の政治感覺の欠如の現われというものが実に恐るべきものがあると、私も痛感いたすのでございします。

今更私から申すまでもないことでございしますが、外交の要諦は、國民と政府との間で先ずよく意思を疏通し合つて、対外的に明確に國民の考え方を代弁することと、政府と、國民と相手國とが最初に馴れ合つて、國民の目を蔽ひ、耳を塞ぐというものではないはずでございします。このたびの政府のなされ方は、國民に与えた印象がよくなかつたばかりではありせん。この相互安全保障法をめぐる交換公文の内容そのものにも、多くの秘密外交、馴れ合い外交の要素が含まれておるのではないかと、いふに疑われるのでございします。これを具体的に申し上げますと、交換公文の文字が甚だ抽象的に書かれてございしますために、この文字が具体的に何を意味するのか明確でございせん。これでは、日米当局の間で理解し合つておること、日本國民が合点しておることの間に、大きな開きがあるのではないかと心配いたされるのでございします。殊に危ぶなつかしいことは、外國語と日本語との訳語の使い分けによつて、アメリカ側の考

えておる内容と、日本側のそれとが、必ずしも一致してないかも知れないのでございします。ここに、この交換公文書の大きな危険性が感じられるのでございします。若しこうした文字に対する不確実な或いはちがひがな了解から、日米間に誤解が起つたり、更に、日本政府と國民との間に、例えば保安隊は軍隊ではないというような、危ぶなつかしい解釈の下に事態が進められて参りますと、言葉の魔術はどこまで発展して行か、恐ろしい結果が想像されるのでございします。歐洲語と違ひまして、日本では、言葉は便利なものとされて、そのとき／＼で都合のよい新造語に勝手な解釈を付けて使用すること、を不思議と思わない政府もあることと、ございしますから、保安隊は軍隊ではないというふいふことで押し通されて、自衛の限界もどこにあるのか、もうろ／＼としておるのが現状でございします。日本政府の交換公文の第三項(b)の中に「自國の防衛力を増進し、かつ、維持すること」とございしますが、この防衛力という文字が英語になつたときに、これは國內治安の警察力では勿論なく、吉田流の自衛力の保安隊でもなく、日本を防衛するための軍隊というふいふに、この文字の内容が飛躍発展して行くのではないかと懸念があるのでございします。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)そして、若しそういうふうな米國側が暗黙のうちにでも解

釈をしておつたとすれば、その防衛力なるものをMSA援助によつて増進して行くと、やがては、米國側回答文の示す、平和条約第五條(C)項に謳われておりますところの日本の自衛権の行使は、現在、外務大臣が衆議院で答弁されましたような、狭い意味の、日本を防衛するという意味から、自由世界の防衛のための全面的な寄与が期待され或いは要請されるかも知れないということとは、相互安全保障法の本来の性質からも想像されることではないでございします。こんなことにもなつた場合には、憲法第九條は全く空文と化し、こんなはずではなかつたと、國民は悔んでも始まらないのでございします。日米兩國政府間におきましては、このやうな予想される不幸を避けるために、字句の使用について明確な定義を付ける必要があると考えられないでございします。外務當局にこの点について御所見を承わりたい。岡崎外務大臣の答えをお願い申し上げます。

次に、これは總理大臣に伺いたいこととでございしますが、緒方副總理の代理の御答弁でも結構でございしますが、總理大臣は、日本の保安隊は断じて海外に派兵せずと、先だつて、たしか衆議院でも大變な強い言葉で以て答弁をしていらつしやいました。これは繰返し申される通り、是非その通りでなくてはならないのでございします。けれど、MSA援助受入れの協定が結ばれれば、その有効期間中、吉田さんが總理大臣の椅子に頭張つていらつしやるといふわけにも行かないかも知れないので、MSA援助を受ける協定の中には、交換公文中の米國側回答文の中に「合衆國と日本との間に存在する如何なる条約上の義務にも、自衛のため以外に、日本の治安維持の部隊を使用することを要求してゐるものはない。」と書いてあるところを、もう一段と具体的に、如何なる理由の下にも海外派兵せずと、こゝろよりな、はつきりした一文を入れて、國民を安心させて下さる、こゝろよりなお考えはないのでございします。お答え願ひたい。

次に伺いたいことは、MSA援助を受けることによつて、國は一定の義務負担が生ずることは、これは當然のこととでございしますが、このことは、ややもすればアメリカの圧力が國の政治経済の面に加つて来るのではないかと、懸念は、先の御質問をなさいます。同僚議員と御同様のことでございします。勿論アメリカは伝統的に、他國の内政干渉、こゝろよりなことはしないという建前にはなつてゐることを私も承知いたしておりますが、内政干渉というやうな形でなくとも、援助が具體化して来れば、それに関連して軍事顧問が来たり、あれこれと指圖を受けるのではないかと、こゝろよりなことが心配されます。これが兩國の利益が合致している場合はいいとしても、必ずしもそうとは行かない。アメリカとしては、米國國民の税金や資源を以て援助をする責任上、余りこれを甘く見過ごすことはできないと思ひます。こんな場合に、援助を受けるという受身の立場故に、内政干渉に似たやうな事態が発生して、そのことが延いては折角の援助が却つて反米感情を培養することに利用せられるやうなことがあるのではないかと心配されるのでございします。外務大臣は、こゝろよりな心配に対しては、それは國民がしつかりしておればいんだといふふうな答弁しておられますが、従来の岡崎外交のお手際を拝見いたしておりますと、行政協定締結のときなんか、必要以上に日本の立場を譲歩して、國民に屈辱的外交の印象を与えておられるところを見ます。しつかりして欲しいのは國民ではなくて、外務大臣その人ではないかと、こゝろよりなものでございします。(拍手)勿論、折衝には相手方のあることでございしますから、何でもかんでも強氣一本で押しまくれ、こゝろよりな申すわけではございせんが、日米兩國親善のためにも、日本が不当に圧迫を受けたといふやうな印象を國民に与えることのないやうな協定を結ぶためには、どんな文句を入れたらよいか、こゝろよりなことに、ついで外務大臣は何か考へていらつしやるか。お答えを願ひたいのでございします。

その次に質問したい点は、交換公文の米回答書の第二項は、「日本に対する援助計画を策定するに当つて、経済的安定が日本の自衛能力の発展のために考慮されるべき必須の要件である。」というふうになつておりますが、外務大臣は、これは経済力の協力のことを言つておるので、軍事上の要請のことではない、こういうふうに衆議院の予算委員会の席上で答弁しておられます。この経済力とか経済的安定とかいうことは、どういふ意味なのでございましょうか。例えば、経済力の協力とは、軍需生産のために必要な経済力か。自衛能力発展のための経済的安定とは、だん／＼だん／＼軍備を拡張して行く上に必要な経済力、こういうことなのか。又はもつと広い意味を持つ国の全般的な経済力の安定、こういうふうな考えでもよいのか。ここをはずきり御説明をして頂きたいと考えます。

元来 MSA 援助の内容は、軍事、経済、技術、開発の形で行われているというのを聞いておりますが、日本に對する場合は、ダレス長官の言明を新聞報道によつて伝えられております範圍では、軍事的援助に重点が置かれていたというふうに思われるので、岡崎外相は、我が国の経済的自立を達成するための経済的援助の必要性を、どのような形で米側面に交渉しておられるか。特に、経済安定あつての國防であるということを思えば、この経済安定は飽くまでも日本の恒久平和の基礎ともなるべき、防衛生産に片寄らないところの自立経済促進のための援助協力が望ましいと思われるのでございまして、こうした点も外務大臣は折衝なさるおつもりかどうか、御決意のほどを承りたいのでございまして。

次には厚生大臣と労働大臣に伺いたのでございまして、政府が MSA の援助を受けようと考えておられますのは、もとより日本の治安維持の重大性から起つて来ることであることは申すまでもございせん。我が兄は、かねてより、日本の眞の國防は、再軍備よりも経済の自立と生活の安定、これを強く信じて、経済の自立と国民生活の安定なきところに軍備を進めることは無意味であるということを主張して参つております。殊に太平洋戦争に日本が突入した大きな原因が、日本の増大して行く人口の圧力にあつたこと、戦争がこの原因を少しも治癒し得なかつたばかりか、更にその負担を増大したことは、御承知の通りでございまして。日本将来の生きる道を考えますときに、この狭い四つの島に閉じ込められておりますところの八千七百万の人口の問題の対策を、これを度外視しての國防も治安もあつたものではないと私は考えますが、占領軍当局も、歴代内閣も、この問題には殆んど不感症ともいふべき冷淡無理解を以て遇して参つたのでございまして。最近に至りまして、政府も輿論に刺激されまして、僅かばかりその対策らしきものを示しておられますのでございまして、政府の施策は、国民の輿論が強く人口問題解決を要求しておる今日、まだまだ不十分、貧弱と言わざるを得ないのでございまして。身に迫る生活不安の世相が反映いたしました。最近の二年間に日本の出生率はやや下降線を辿つて参りましたが、或る人口問題權威者の研究によりますと、今後十年間、日本の出生率をスエーデン型に、死亡率をニュージーランド型に下るものと仮定いたしました。一九九〇年には日本人口は一億七百万人になるという勘定でございまして。人口の増加はそれに附随した労働市場の獲得を必要としたしております。木村保安庁長官は、防衛五カ年計画を立てて徴兵問題に苦慮しておられると新聞が報道しておりますが、保安隊の兵隊さんが MSA 援助で、武装して立ち上つても、その背後に何百万という失業者、半失業者が職を求めて、これが手えられず、失業対策費は従前に国民の税金を加重し、生活苦から発生するところのさまざまの犯罪が刑務所の増築を必要とするのでは、何のための自衛力でありましょうか。木村長官が保安隊指揮の陣頭に立たれるとしても、後門から押し寄せて来るであらう、職なく、家なく、空腹な失業者群の対策なくしては、国内

の治安は保たれないばかりか、間接侵略を誘発するところの要因を作るであらうということが氣遣われるのでございまして。労働大臣は今後十年間にどれだけの雇用力増大を考えておられますか。又厚生大臣はこの人口の圧力に對してどのような対策を用意しておられますか。お伺いを申し上げたいのでございまして。

最後に、私は、現在問題にされておりますところのアメリカ MSA による援助が、日本の経済的自立の面に寄与するのではなくて、日本の軍国化を促進し、たとえ日本経済に一時的興奮剤を与へる程度の貢献をすることがあり得るとしても、特需に頼り、防衛経済に依存することとは、決して日本の恒久平和への道に続くものとは考えられず、日本の民主化、完全独立を願う国民にとつては、これはまさに逆コースであり、更に延いては自由世界の平和への寄与さえも疑われるので、これが受諾に對しましては反対し、政府の再考を求めまして、私の質問を終りたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣緒方竹虎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをいたします。

通日の交換公文の中に、自衛のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することを要求しないということが書いてあるのを、更に、協定をする場合に、協定文の中に明確にしておく必要

がありはしないかというお尋ねでありましたが、まだ受諾の方針も決定しておりませぬ、従いまして交渉前でありますから、何とも申しかねますけれども、併し、その御趣旨のことを明確にしておくことにつきましては、受諾の方針を決定し、交渉を行う場合には、十分考慮をいたしたいと考えております。

それからもう一つ、MSA 受諾の結果、内政干渉に亘ることが起りはしないかという御心配でありましたが、日本の独立と自主性を傷つけるようなこととはいたさないつもりでおります。

〔國務大臣岡崎勝男君登壇、拍手〕  
○國務大臣(岡崎勝男君) お答えをいたします。

外国との往復文書については、字句に十分注意しろというお話であります。これは勿論そのつもりでおります。今回の文書の中にも、例えば防衛という字を使つておりますが、これは我々のほうでは特にホーム・ディフェンスと訳しております。国内の防衛の意味を明らかにいたしております。それから、日本が不当に圧迫をこうむるような印象を国民に与えないことが必要であるというお話で、これは誠に同感でありますから、十分御趣旨に副うようにいたします。

なお、経済的安定についての御質問でございまして、我々の考えでは、防衛力を強くするには国民生活の安定

昭和二十八年六月二十九日 参議院會議録第十五号(その二) 議事日程変更の件 美容師美容師法の一部を改正する法律案

が先ず第一であつて、これがなければその目的は達し得ない、こういふ考えから、アメリカがMSAの援助をする場合にも、その先決条件たる経済の安定を先ず考えるべきであるといふことを申し述べたわけでありました。これに對するアメリカの回答は、字が異なつておつて必ずしも一致しておりませんが、これはアメリカとしては自分の独自の見解で回答をいたすのでありますから、これに一々注文を付けるわけには参らないのであります。ただその中でアメリカ側も同様の意を表しておるのみならず、一例として域外買付のやうなものを増加するであろうといふやうな返事をいたしておるのであります。

我々は、そのみならず、又將來は、例へばポイント・フォアのような計画にも関連性があつて、日本の必要とする資材の入手にも便宜が生ずるものじやないかと思つておりますが、特に経済安定という、或いは国民生活の安定と申しますか、これを我々は先ず考えなければならぬ問題である、こう思つて、ここに大きな重点を置いておるわけでありました。

〔國務大臣山縣勝見君登壇、拍手〕  
○國務大臣(山縣勝見君) お答えを申し上げます。

MSAの問題に關して国民生活の安定が基礎をなすといふことは、全く御同感であります。この問題に關連いたして人口問題をお話になりました。人口の圧力、これが労働力の点においていろいろの圧力を加えるといふことのお話がありました。只今お話を通り、さすがに最近の出生率は減退をいたしておるのであります。御承知の通り大體戦後最高が昭和二十二年でござ

いました。千分の三十四くらいでございまして、だん／＼昭和二十六年から七年にかけまして、二十六から二十四といふふうには減つて来ております。併しこれ又只今御指摘のやうに死亡率も減退をいたしておるのであります。戦前十七／＼のものが、昨年あたりは多分九／＼に相成つたかと思ひます。従つて、只今御指摘の通り純増加はな／＼減りませんが、或いは今後幾年かのうち只今御指摘の年間に一億／＼になる可能性もありま

す。その際に、只今のお考えの中に一番重点をなしたのは、いわゆる生産人口の増加であらうと思つております。これが主として労働力に關係がございまして、これを果は非常に憂慮いたしております。昭和二十五年から四十年ぐらひには、大體百万人ぐらひ増えるといふのが一應統計上からも或いは実績からも言われております。従つてこの人口問題をどういふふう

に解決するか、従つてMSAとの問題とも関連して、これは重大な問題でありますから、御承知の通り今回人口問題審議會を設けまして、或いは産業構造の見地から、或いは資源の点から、或いはいろいろの点から検討いたしたいと考えておりますが、今、厚生省と言わんよりも、政府として重点的にこの問題について考えておりますのは、御承知の通り昭和二十七年に厚生保護法を改正して、いわゆる受胎調節を強力に推進いたし、従つて或いは受胎調節の指導員を設けてやつて行くといふふうにして、予算に計上いたして、折角努力をいたしておるのであります。この問題に關しましては、今後更に善処をいたして、この基本的な問題に對

して遺憾なきを期したいと考えておる次第でございます。(拍手)  
〔國務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕  
○國務大臣(小坂善太郎君) お答えいたします。

過剰人口の問題は、我が國に課せられた重大なる、且つ又非常に困難なる問題であると存じます。戦後におきまして我が國の人口が年々増大いたしまして、これに伴ひまして就業年齢人口も増大いたしておるのであります。幸いにいたしまして昭和二十七年までの実績におきましては、我が國の経済規模の拡大によりまして雇用量も又増大しておるのでございます。が、將來の問題をいたしましては、経済審議庁を中心といたしまして長期経済の見通しを立てまして、その一環といたしまして雇用量の増大を確保するために、総合的な経済政策を立案するやうに努力をいたしておる次第でございます。(拍手)

○國務大臣(河井彌八君) お諮りをいたします。國務大臣の演説に対する質疑はなおございますが、これを次会に譲りたいと存じます。御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱する者あり〕  
○國務大臣(河井彌八君) 御異議ないと認めます。  
○國務大臣(河井彌八君) この際、日程第三を後に廻したいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱する者あり〕  
○國務大臣(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○國務大臣(河井彌八君) 日程第四、美容師美容師法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員長長森芳夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕  
美容師美容師法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和二十八年六月二十五日  
衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長 河井彌八君  
美容師美容師法の一部を改正する法律案  
美容師美容師法の一部を改正する法律案  
美容師美容師法の一部を改正する法律案

美容師美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のやうに改正する。  
第二条及び第三条中「において一年以上」を「において省令で定める期間以上」に改める。  
第四条 厚生大臣は、政令で定めるところにより、前二条に規定する美容師養成施設又は美容師養成施設設の指定に關する事務の一部を都道府県知事に委任することができ

2 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の第二条又は第三条の規定により美容師養成施設又は美容師養成施設において修習中の者又は修習を終えてゐる者の美容師又は美容師の免許を受けることができる資格については、第二条又は第三条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第二十一条又は美容師法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十一号)による改正前の第二条第二号若しくは第三条第二号の規定により都道府県知事が行つた美容師若しくは理髪師又は美容師の試験の受験を申請した者は、第二条又は第三条の規定にかかわらず、昭和二十八年十二月三十一日までは、都道府県知事が行う美容師又は美容師の試験に合格したときは、免許を受けて美容師又は美容師になることができる。  
4 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終つた者又は省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第二条又は第三条の規定の適用については、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者とみなす。

附 則  
1 この法律は、昭和二十八年七月一日から施行する。  
○愛媛芳夫君登壇、拍手  
美容師美容師法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審議

の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本法は、昭和二十二年成立いたしました。以来、理容師美容師の資質の向上と公衆衛生の確保とを理想に再度の改正が行われましたが、更に理容師美容師の養成は専ら学校教育の体系において行われるという本来の理想を確立しようとするものであります。今回改正されます要点は次の四点であります。

第一点は、理容師美容師の養成施設における知識及び技能の修得につきましましては、その種類、年限、内容などをその養成の態様に応じて省令で定めることができるようになり、これらの養成施設普及の現状から、又家庭の事情などにより、通学せずにこの養成施設の教育を受け得る新たな方法を講じたこととあります。第二点は、これら養成施設における内容の充実と円滑な運営を図るために、これら養成施設に対する監督権の一部を都道府県知事に付与したことであります。第三点は、本年六月三十日限り、試験のみによる資格取得の経過制度がなくなり、従来受験して合格しなかつた者につきましましては、昭和二十八年十二月三十一日まで都道府県知事の行う試験に合格すれば免許が受けられるようになったこととあります。第四点は、これら養成施設の入学資格は、高等学校に入学資格を有する者となつておりますが、旧国民学校高等科卒業者であつても暫定的に養成施設の入学資格を認めたこととあります。以上が本法草案の提案理由及び改正の要点であります。

厚生委員会におきましては、六月二十五日、政府より提案理由の説明を聴取し、二十六日の委員会で慎重審議を

重ねたのであります。その質疑応答の主なものを申し上げます。

○養成機関を省令で定めた理由はどこにあるか、又その省令の内容についてはどのような案を持つてゐるかとの質問に対し、「現在法律で定めてある養成施設のほかは夜間教育及び通信教育の方法も考慮したので、法律にこれを規定すると全面改正を要するし、又時間的余裕がなかつたので、省令に譲ることとした。又、省令の内容は、夜間教育については養成期間は一年四カ月、通信教育については、現在行われております師範学校、ラジオ技術師等の通信教育の事例を参照して、二年間が適当であると考えている。又通信教育を受ける者については、保健所等の施設を利用して、二カ月間くらい面接教育を行いたいと考えている」との答弁がありました。その他詳細は速記録に譲りたいと存じます。

なお、将来、法の実施上注意すべき事項、省令の内容等、影響のないように今後の改善を政府に要望いたしまして、討論を省略し、直ちに採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

定による国会の議決に関する件(国際連合食糧農業機関アジア極東地域会議日本代表)を議題とするに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

去る十六日、内閣総理大臣から、国際連合食糧農業機関アジア極東地域会議日本代表に本院議員石黒忠雄君を任命することに付いて、本院の議決を求めて参りました。同君が国際連合食糧農業機関アジア極東地域会議日本政府代表に就くことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は同君が国際連合食糧農業機関アジア極東地域会議日本代表に就くことができる議決されました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、漁港審議会委員の任命に関する件を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

去る十六日、内閣総理大臣から、漁港法第九条の規定により、鮫島茂君、和田鶴一君、早稲田要衛君を漁港審議会委員に任命することに付いて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。

ます。よつて本件は全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、日本国有鉄道監理委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

去る十六日、内閣総理大臣から、日本国有鉄道法第十二条の規定により、村田省蔵君を日本国有鉄道監理委員会委員に任命することに付いて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、鉄道建設審議会委員の任命に関する件を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

去る十六日、内閣総理大臣から、鉄道建設法第六条の規定により、平山孝君、佐藤博夫君、永野重雄君、関桂三君、湯河元威君、小林中君、島田孝一君、山崎匡輔君を鉄道建設審議会委員に任命することに付いて、本院の同意を求めて参りました。

採決は各人について行います。先ず平山孝君を鉄道建設審議会委員に任命することに同意の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて全会一致を以て同意することに決しました。

することに同意の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 次に佐藤博夫君を同委員に任命することに同意の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 次に永野重雄君を同委員に任命することに同意の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて全会一致を以て同意することに決しました。

昭和二十八年六月二十九日 参議院會議録第十五号(その二) 議事日程追加の件 首都建設委員会委員の任命に関する件

○議長(河井彌八郎) 次に小林中君を同委員に任命することに同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて同意することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 次に島田孝一君を同委員に任命することに同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 次に山崎匡輔君を同委員に任命することに同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八郎) この際、日程に追加して、首都建設委員会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。去る十六日、内閣総理大臣から、首都建設法第五條第二項の規定により、次田大三郎君を首都建設委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同意することに決しました。

議事の都合により本日はこれにて延会いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 電気事業及び石炭産業における競争行為の方法の規制に関する法律案、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

(前会の続)

一、九州地方の水害に関する諸方国務大臣の報告

一、議員派遣の件

一、日程第二 国務大臣の演説に関する件(第二日)

一、日程第四 理容師美容師法の一部を改正する法律案

一、国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件(国際連合食糧農業機関アジア極東地域會議日本政府代表)

一、漁港審議会委員の任命に関する件

一、日本国有鉄道監理委員会委員の任命に関する件

一、鉄道建設審議会委員の任命に関する件

出席者は左の通り。

議長 河井彌八郎

副議長 重宗雄三君

議員

河野 謙三君

高良 とみ君

小林 政夫君

岸 良一君

上林 忠次君

梶原 茂嘉君

加賀山之雄君

井野 慎哉君

飯島達次郎君

森田 義衛君

村上 義一君

前田 穰君

林 了君

野田 俊作君

中山 福蔵君

土田国太郎君

館 哲二君

高橋 道男君

高木 正夫君

新谷實三郎君

横川 恒夫君

木村 守江君

伊能 芳雄君

石井 桂君

川口爲之助君

佐藤清一郎君

宮本 邦彦君

滝井治三郎君

大矢半次郎君

石原幹市郎君

岡田 信次君

一松 政二君

寺尾 豊君

中川 以良君

吉野 恒次君

津島 壽一君

神原 亨君

宮澤 喜一君

横山 フク君

重政 廣徳君

鹿島守之助君

藤野 繁雄君

石村 幸作君

秋山俊一郎君

高橋進太郎君

永岡 光治君

上原 正吉君

小野 義夫君

藤田 進君

白波瀨米吉君

大和 與一君

小林 英三君

泉山 三六君

石坂 豊一君

岩沢 忠恭君

秋山 長造君

海野 三朗君

小松 正雄君

清澤 俊英君

佐多 忠隆君

江田 三郎君

久保 等君

森崎 隆君

岡田 宗司君

堂森 芳夫君

藤原 道子君

菊川 孝夫君

山田 節男君

三橋八次郎君

羽生 三七君

千葉 恒君

加藤シヅエ君

須藤 五郎君

白川 一雄君

石川 清一君

三浦 義男君

鈴木 強平君

深川タメエ君

寺本 廣作君

平林 太一君

村尾 重雄君

紅霞 みつ君

鈴木 一君

相馬 助治君

堀木 謙三君

長谷部ひろ君

上條 愛一君

鶴見 祐輔君

松原 一彦君

内閣総理大臣

法務大臣

外務大臣

厚生大臣

労働大臣

国務大臣

国務大臣

国務大臣

政府委員

法務省刑事局長

外務大臣官房長

大蔵政務次官

労働省労働局長

労働省労働局長

基盤局長

岡原 昌男君

大江 晃君

愛知 一君

中西 実君

光君